

## 松くい虫被害対策区域の変更について



## 松くい虫被害対策区域の変更について

### 1 松くい虫の被害対策区域について

県が実施する森林病虫害防除対策は、森林病虫害等防除法（以下「防除法」）に基づき実施している。

同法第7条において、知事が森林の機能を維持するために特に必要と認めるとき等には高度公益機能森林等の区域（被害対策区域）を定めなければならない（※1）とされており、県が実施する防除事業は同区域内で実施している（表1）。

（※1）P5「森林病虫害等防除法 関連条項」参照

表1 被害対策区域

被害対策区域の種類		根拠法令	内 容	実施対策
A	高度公益機能森林 (防除区域)	防除法 第7条の5	県が指定する「守るべき松林」(保安林、その他の公益的機能の高い森林)	予防・駆除
B	被害拡大防止森林 (周辺区域)	防除法 第7条の5	県が指定するAへの被害拡大を防止するための森林(Aの周辺区域)	駆除
C	県防除実施基準 に定める区域	防除法 第7条の3	Aの中で特別防除(薬剤の航空散布)を行うことができる区域	予防 (特別防除)

### 2 被害対策区域の変更について

#### (1) 変更の趣旨

指定した松林の現状等をふまえ、概ね5年ごとに、指定の必要性が高まった箇所の追加及び必要性が低下した箇所の除外をしている。

これにより、前回見直しを実施した平成29年度から概ね5年が経過することから、今回、区域の見直しをする。

#### (2) 変更の内容

##### ①高度公益機能森林(防除区域)(防除法第7条の5)

松くい虫被害及び松林状況、地元の要望、これまでの被害対策状況等を勘案したうえ、引き続き「守るべき松林」として、防除が必要な区域を精査した結果、別紙「高度公益機能森林の新旧対照表(案)」のとおり変更する。

##### ②被害拡大防止森林(周辺区域)(防除法第7条の5)

高度公益的機能森林等の区域変更、樹種遷移による松林状況等を勘案したうえ、引き続き高度公益的機能森林への被害拡大防止が必要となる区域を精査した結果、別紙「被害拡大防止機能森林の新旧対照表(案)」のとおり変更する。

##### ③県防除実施基準に定める区域(防除法第7条の3)

松くい虫被害状況及び松林状況、地元の意向等を勘案したうえ、引き続き特別防除が必要な区域を精査した結果、別紙「県防除実施基準別表1(特別防除を行うことができる森林)の新旧対照表(案)」のとおり変更する。

表：防除区域の面積対象表(現行・変更(案))

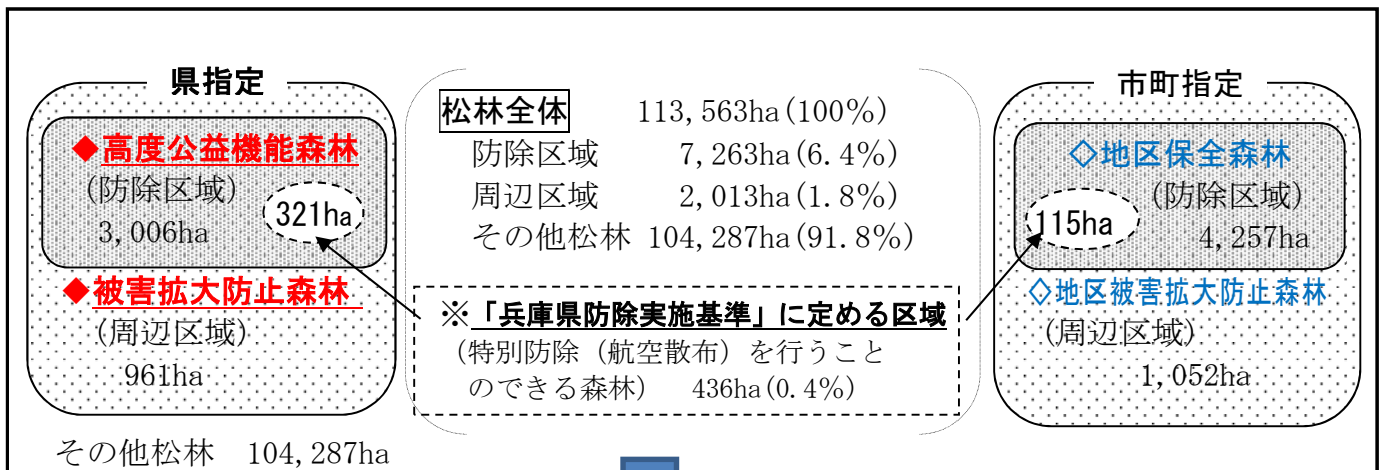
単位：面積ha

区 分	現行	変更	増減	主な理由
高度公益機能森林	(15) 3,006	(13) 2,474	(△2) △532	松が減少している区域、近年防除実績がなく今後も防除予定のない区域等を変更
被害拡大防止森林	(9) 961	(8) 675	(△1) △286	高度公益機能森林等の区域変更に伴う編入及び除外、他樹種へ遷移した区域等を変更
県防除実施基準	(3) 436	(1) 106	(△2) △330	松が減少している区域や地元の意向等を勘案し、令和4年度以降実施予定のない区域等を変更

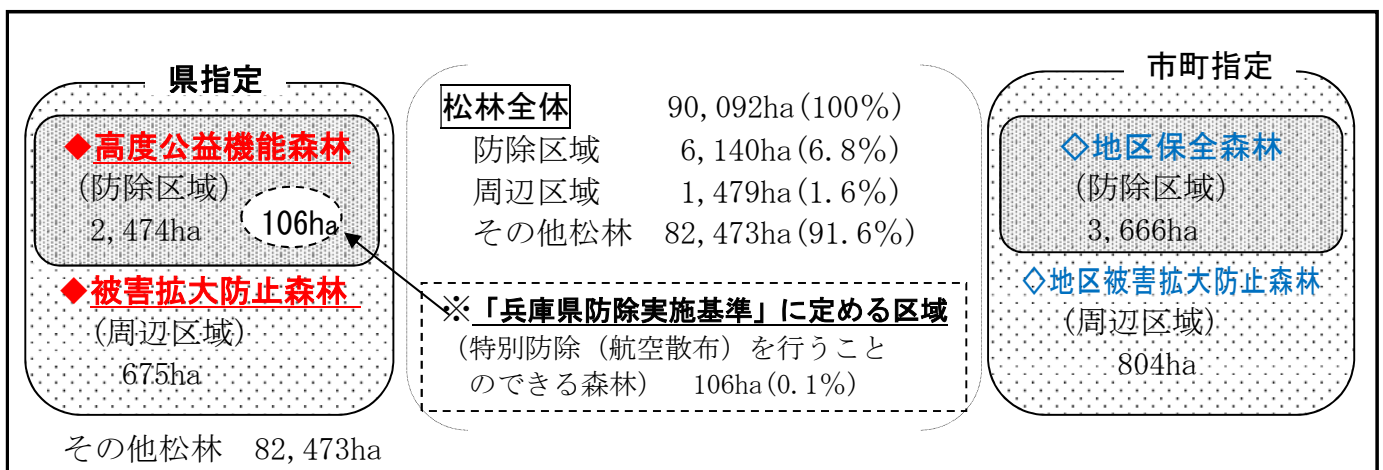
注：( )書き数値は、指定市町数

図：被害対策区域の変更イメージ

【現行】



【変更後】



(5) 松くい虫被害対策の推進方針

区域名	松林区分	区域面積 ha	被害対策の方針	被害対策の内容			その他
				予防	駆除	樹種転換	
防除区域	【県指定】 高度公益機能森林	3,006 2,474	保安林及びそれに準じた機能の高い松林を対象として、重点的かつ効果的に防除対策を実施し、被害のまん延防止に努め、将来にわたって県が松林として保全	特別防除 地上散布 樹幹注入	伐倒駆除 特別伐倒駆除	—	県単独松くい虫被害等景観対策
	【市町指定】 地区保全森林	4,257 3,666	まつたけ山等地域経済上重要な松林を対象に、市町が主体での確な防除対策に取り組む				
	計	7,263 6,140	—				
周辺区域	【県指定】 被害拡大防止森林	961 675	防除区域への被害拡大を防止するため、駆除対策及び樹種転換を推進	—	伐倒駆除	治山事業	
	【市町指定】 地区被害拡大防止森林	1,052 804					
	計	2,013 1,479					
その他松林		104,287 82,473	自主的な防除対策	—	—	造林事業等 ひょうご元気松の植栽	
合計		113,563 90,092					

※下段赤字数値：変更計画面積

(4) 変更する区域(別紙資料添付)

- ①松林指定区域及び県防除実施基準市町別区域面積一覧表
- ②市町別被害対策区域増減一覧表
- ③林小班別の増減 新旧対照表
- ④高度公益機能森林及び被害拡大防止森林区域の変更(案)並びに兵庫県防除実施基準の変更(案)に係る図面

## (5) 変更のスケジュール

- ・ R3. 7～R3. 11 変更案の作成・取りまとめ  
各農林(水産)振興事務所が関係市町所管課の意見を踏まえ作成した案を県庁森林保全室で取りまとめ
- ・ R3. 12 県庁内関係課と協議  
砂防課、農業改良課、文化財課等 8 課に協議、何れも異議なしの回答
- ・ R4. 1. 31 松くい虫被害対策推進連絡会議で意見聴取
- ・ R4. 2 県から各農林(水産)振興事務所を通じて関係市町と協議
- ・ R4. 3 森林審議会松くい虫防除対策部会で意見聴取 (防除法第 7 の 5 第 2 項)
- ・ R4. 3～4 変更案の決定、公表、市町長へ通知、農林水産大臣へ報告

## 森林病虫害等防除法 関連条項

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林(※)を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

(※) 特定樹種からなる森林のこと。松くい虫に係る場合は松林(防除法第1条)

- 2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

- 2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

松林指定区域及び県防除実施基準(特別防除を行うことのできる森林)市町別区域面積一覧表

(単位: ha)

県民局	農林	市町名	松林面積 (区域面積)	特別防除を行うことのできる森林			県指定区域									地区実施計画対象森林(市町指定区域)									被害対策対象森林合計		
				現行面積 V	変更面積 W	増減 X=W-V	高度公益機能森林			被害拡大防止森林			計			地区保全森林			地区被害拡大防止森林			計			現行面積 S=G+P	変更面積 T=B+Q	増減 U=T-S
							現行面積 A	変更面積 B	増減 C=B-A	現行面積 D	変更面積 E	増減 F=E-D	現行面積 G=A+D	変更面積 H=B+E	増減 I=H-G	現行面積 J	変更面積 K	増減 L=K-J	現行面積 M	変更面積 N	増減 O=N-M	現行面積 P=J+M	変更面積 Q=K+N	増減 R=Q-P			
神戸	神戸	神戸市	5,979			0	632	546	△ 86	98	84	△ 14	730	630	△ 100	454	454	0	100	110	10	554	564	10	1,284	1,194	△ 90
		小計	5,979	0	0	0	632	546	△ 86	98	84	△ 14	730	630	△ 100	454	454	0	100	110	10	554	564	10	1,284	1,194	△ 90
阪神北	阪神	西宮市	1,273			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		芦屋市	325			0	103	0	△ 103	111	0	△ 111	214	0	△ 214			0			0	0	0	0	214	0	△ 214
		宝塚市	3,622			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		川西市	941			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		三田市	4,897			0	78	78	0	258	258	0	336	336	0	922	922	0	81	81	0	1,003	1,003	0	1,339	1,339	0
		猪名川町	2,791			0	8	0	△ 8			0	8	0	△ 8	157	0	△ 157			0	157	0	△ 157	165	0	△ 165
		小計	13,850	0	0	0	189	78	△ 111	369	258	△ 111	558	336	△ 222	1,079	922	△ 157	81	81	0	1,160	1,003	△ 157	1,718	1,339	△ 379
東播磨	加古川	明石市	53			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		加古川市	465			0			0			0	0	0	0	7	7	0			0	7	7	0	7	7	0
		高砂市	96			0			0			0	0	0	0	23	23	0			0	23	23	0	23	23	0
		稲美町	0			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		小計	615	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	30	0	0	0	0	30	30	0	30	30	0
北播磨	加東	西脇市	2,436			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		三木市	2,806			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		小野市	1,708			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		加西市	1,914			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		加東市	3,326			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		多可町	2,112	111	0	△ 111	378	378	0			0	378	378	0			0			0	0	0	0	378	378	0
		小計	14,302	111	0	△ 111	378	378	0	0	0	0	378	378	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	378	378	0
中播磨	姫路	姫路市	5,993			0			0			0	0	0	0	226	226	0	47	47	0	273	273	0	273	273	0
		神河町	751			0	6	6	0			0	6	6	0			0			0	0	0	0	6	6	0
		市川町	1,692			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
		福崎町	944			0			0			0	0	0	0	457	457	0	15	15	0	472	472	0	472	472	0
		小計	9,380	0	0	0	6	6	0	0	0	0	6	6	0	683	683	0	62	62	0	745	745	0	751	751	0
		西播磨	光都	相生市	1,862			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0	
赤穂市	5,248					0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
上郡町	1,985					0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
佐用町	1,794					0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
たつの市	974					0	46	46	0			0	46	46	0			0			0	0	0	0	46	46	0
宍粟市	2,965					0	244	244	0	7	7	0	251	251	0	315	295	△ 20	104	98	△ 6	419	393	△ 26	670	644	△ 26
太子町	126					0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
小計	14,955			0	0	0	290	290	0	7	7	0	297	297	0	315	295	△ 20	104	98	△ 6	419	393	△ 26	716	690	△ 26
但馬	豊岡	豊岡市	4,988			0	26	25	△ 1	30	27	△ 3	56	52	△ 4	236	180	△ 56	293	274	△ 19	529	454	△ 75	585	506	△ 79
		香美町	1,462			0	72	50	△ 22	31	27	△ 4	103	77	△ 26	22	22	0	33	33	0	55	55	0	158	132	△ 26
		新温泉町	1,125			0	109	80	△ 29	76	59	△ 17	185	139	△ 46	66	58	△ 8	44	33	△ 11	110	91	△ 19	295	230	△ 65
		小計	7,575	0	0	0	207	155	△ 52	137	113	△ 24	344	268	△ 76	324	260	△ 64	370	340	△ 30	694	600	△ 94	1,038	868	△ 170
	朝来	養父市	3,226			0			0			0	0	0	0			0			0	0	0	0			0
朝来市	4,125			0			0			0	0	0	0	50	50	0			0	50	50	0	50	50	0		
小計	7,351	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50	0	0	0	0	50	50	0	50	50	0		
丹波	丹波	丹波篠山市	5,322			0	316	316	0	7	7	0	323	323	0	105	105	0			0	105	105	0	428	428	0
		丹波市	8,872	169	106	△ 63	748	479	△ 269	343	206	△ 137	1,091	685	△ 406	516	166	△ 350	335	113	△ 222	851	279	△ 572	1,942	964	△ 978
		小計	14,194	169	106	△ 63	1,064	795	△ 269	350	213	△ 137	1,414	1,008	△ 406	621	271	△ 350	335	113	△ 222	956	384	△ 572	2,370	1,392	△ 978
淡路	洲本	洲本市	175			0	44	30	△ 14			0	44	30	△ 14	4	4	0			0	4	4	0	48	34	△ 14
		淡路市	51			0			0			0			0			0			0	0	0	0			0
		南あわじ市	1,666	156	0	△ 156	196	196	0			0	196	196	0	697	697	0			0	697	697	0	893	893	0
		小計	1,892	156	0	△ 156	240	226	△ 14	0	0	0	240	226	△ 14	701	701	0	0	0	0	701	701	0	941	927	△ 14
松林を有する市町			(38)	(3)	(1)	(-2)	(15)	(13)	(-2)	(9)	(8)	(-1)	(14)	(13)	(-1)	(16)	(15)	(-1)	(9)	(9)	(0)	(16)	(15)	(-1)	(20)	(18)	(-2)
計(38市町)			90,092	436	106	△ 330	3,006	2,474	△ 532	961	675	△ 286	3,967	3,149	△ 818	4,257	3,666	△ 591	1,052	804	△ 248	5,309	4,470	△ 839	9,276	7,619	△ 1,657

区分	特別防除を行うことのできる森林	防除区域			周辺区域			指定区域計
		高度公益機能森林	地区保全森林	計	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	計	
現行面積(ha)	436	3,006	961	3,967	4,257	1,052	5,309	
変更面積(ha)	106	2,474	675	3,149	3,666	804	4,470	
増減率(%)	24.3%	82.3%	70.2%	79.4%	86.1%	76.4%	84.2%	

注 1 面積は、区域面積を記入している。  
 2 面積は、ヘクタール単位とし、ヘクタール未満は四捨五入している。  
 3 本県の総市町数は41市町で、そのうち松林を有するのは38市町である。(松林を有しない市町: 尼崎市、伊丹市、播磨町)



## 市町別被害対策区域 増減一覧表

### 1 高度公益機能森林

面積の単位:ha

地域	市町	変更前	変更後	主な変更内容	林小班	図面
神戸	神戸市	632	546	【除外】 市内全域でマツ林として保全する 必要性の低下した区域を除外	P9	P16,17
	芦屋市	103	0		P9	P18
阪神	三田市	78	78	変更なし		
	猪名川町	8	0	【除外】 町内全域でマツ林として保全する必要性の低下した区域を除外	P9	P19
北播磨	多可町(旧中町)	378	378	変更なし		
中播磨	神河町(旧神崎町)	6	6	変更なし		
西播磨	たつの市(旧龍野市)	46	46	変更なし		
	宍粟市(旧山崎町)	244	244			
但馬	豊岡市(旧豊岡市)	4	4	【除外】 市町内全域でマツ林として保全する 必要性の低下した区域を除外		
	豊岡市(旧城崎町)	8	8		P10	P21
	豊岡市(旧竹野町)	14	13		P10	P22
	香美町(旧香住町)	72	50		P10	P24
	新温泉町(旧浜坂町)	109	80		P10	P25,26
丹波	丹波市(旧氷上町)	126	0	【除外】 市町内全域でマツ林として保全する 必要性の低下した区域を除外	P10	P27
	丹波市(旧春日町)	316	282		P10	P28
	丹波市(旧山南町)	306	197		P10	P29,30
	丹波篠山市	316	316		変更なし	
淡路	洲本市	44	30	【除外】 市内全域でマツ林として保全する必要性の低下した区域を除外	P11	P31
	南あわじ市(旧南淡町)	196	196	変更なし		
県計		3,006	2,474			

※林小班欄は、林小班単位で追加のあった市町のみ別添「新旧対照表(林小班)」の関連ページを記載  
 図面欄は、林小班単位での県指定区域を除外(追加)する市町について別添「位置図」の関連ページを記載

## 2 被害拡大防止森林

面積の単位:ha

地域	市町	変更前	変更後	主な変更内容	林小班	図面
神戸	神戸市	98	84	【除外】 市内全域でマツ林として保全する 必要性の低下した区域を除外		
阪神	芦屋市	111	0		P12	P18
	三田市	258	258		変更なし	
西播磨	宍粟市(旧山崎町)	7	7	変更なし		
但馬	豊岡市(旧城崎町)	30	27	【除外】 市内全域でマツ林として保全する 必要性の低下した区域を除外	P12	P21
	香美町(旧香住町)	31	27		P12	P23,24
	新温泉町(旧浜坂町)	76	59		P12	P25,26
丹波	丹波市(旧氷上町)	62	0		P12	P27
	丹波市(旧山南町)	281	206		P13	P29,30
	丹波篠山市	7	7		変更なし	
県計		961	675			

## 3 県防除実施基準(特別防除を実施できる区域)

面積の単位:ha

地域	市町	変更前	変更後	主な変更内容	林小班	図面
北播磨	多可町(旧中町)	111	0	【除外】 市内全域でマツ林として保全する 必要性の低下した区域を除外	P14	P20
丹波	丹波市(旧春日町)	93	88		P14	P28
	丹波市(旧山南町)	76	18		P14	P29,30
淡路	南あわじ市(旧西淡町)	115	0		P14	P32
	南あわじ市(旧南淡町)	41	0		P14	P32
県計		436	106			

※林小班欄は、林小班単位で追加のあった市町のみ別添「新旧対照表(林小班)」の関連ページを記載  
図面欄は、林小班単位での県指定区域を除外(追加)する市町について別添「位置図」の関連ページを記載

## 高度公益機能森林の区域の新旧対照表

※変更後欄の下線部分＝変更箇所

市町名	変 更 前		変 更 後	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
神戸市	<b>【保全目的：土砂崩壊防備機能】</b> 10林班(ウオ小班) 17林班(サ小班) 18林班(エ小班) 19林班(ウエ小班) 20林班(ア～オ小班) 21林班(アイ小班) 22林班(ア～エ小班) 23林班(アイウ小班) 24林班(ア～オ小班) 25林班(ア～オ小班) 26林班(ウエ小班) 74林班(ア小班) 200林班(ア小班) 204林班(アイエオカ小班) 205林班(イ小班) 222林班(イウカケ小班) 227林班(ア小班) 228林班(ア小班) 223林班(ア小班) 229林班(アイ小班) 230林班(アエカ小班) 231林班(アイ小班) 232林班(オカ小班) 239林班(ア小班)	632	<b>【保全目的：土砂崩壊防備機能】</b> 10林班(ウオ小班) 17林班(サ小班) 18林班(エ小班) 19林班(ウエ小班) 20林班(ア～オ小班) 21林班(アイ小班) 22林班(ア～エ小班) 23林班(アイウ小班) 24林班(ア～オ小班) 25林班(ア～オ小班) 26林班(ウエ小班) 74林班(ア小班) 204林班(アイエオカ小班) 205林班(イ小班) 222林班(イウカケ小班) 227林班(ア小班) 228林班(ア小班) 223林班(ア小班) 229林班(アイ小班) 230林班(アエカ小班) 231林班(アイ小班) 232林班(オカ小班)	<u>546</u>
芦屋市	<b>【保全目的：土砂崩壊防備機能】</b> 3林班(ア小班) 5林班(アイ小班)	103		<u>0</u>
三田市	<b>【保全目的：水源かん養機能】</b> 59林班(アイウ小班) 60林班(ア小班) 150林班(イ～キ小班) 152林班(アイ小班)	78	<b>【保全目的：水源かん養機能】</b> 59林班(アイウ小班) 60林班(ア小班) 150林班(イ～キ小班) 152林班(アイ小班)	78
猪名川町	<b>【保全目的：砂防機能】</b> 91林班(ア小班) 92林班(ア小班)	8		<u>0</u>
多可町 (旧中町)	<b>【保全目的：土砂流出防備機能、水源かん養機能】</b> 28林班(アイウ小班) 29林班(イウ小班) 30林班(ア小班) 31林班(アイ小班) 32林班(アイウ小班) 33林班(アイウ小班) 34林班(アイ小班) 35林班(アイウ小班) 36林班(アイウ小班) 37林班(イウ小班)	378	<b>【保全目的：土砂流出防備機能、水源かん養機能】</b> 28林班(アイウ小班) 29林班(イウ小班) 30林班(ア小班) 31林班(アイ小班) 32林班(アイウ小班) 33林班(アイウ小班) 34林班(アイ小班) 35林班(アイウ小班) 36林班(アイウ小班) 37林班(イウ小班)	378
神河町 (旧神崎町)	<b>【保全目的：保健休養機能】</b> 33林班(イ小班)	6	<b>【保全目的：保健休養機能】</b> 33林班(イ小班)	6
たつの市 (旧龍野市)	<b>【保全目的：土砂崩壊防備機能】</b> 20林班(ア小班)	46	<b>【保全目的：土砂崩壊防備機能】</b> 20林班(ア小班)	46
宍粟市 (旧山崎町)	<b>【保全目的：水源かん養機能】</b> 133林班(ア小班) 137林班(ア小班) 145林班(ウ小班) 152林班(イ小班) 153林班(イ小班) 154林班(アイ小班) 156林班(ア小班) 157林班(エオ小班) 159林班(ア小班) 176林班(アイウ小班) 178林班(イ小班) 182林班(ア小班) 184林班(ア小班) 185林班(ア小班) 189林班(ア小班) 190林班(アイ小班) 225林班(イ小班) 233林班(ア小班) 234林班(ア小班) 235林班(ア小班) 236林班(ア小班) 237林班(ア小班) 238林班(アイ小班)	244	<b>【保全目的：水源かん養機能】</b> 133林班(ア小班) 137林班(ア小班) 145林班(ウ小班) 152林班(イ小班) 153林班(イ小班) 154林班(アイ小班) 156林班(ア小班) 157林班(エオ小班) 159林班(ア小班) 176林班(アイウ小班) 178林班(イ小班) 182林班(ア小班) 184林班(ア小班) 185林班(ア小班) 189林班(ア小班) 190林班(アイ小班) 225林班(イ小班) 233林班(ア小班) 234林班(ア小班) 235林班(ア小班) 236林班(ア小班) 237林班(ア小班) 238林班(アイ小班)	244

## 高度公益機能森林の区域の新旧対照表

※変更後欄の下線部分＝変更箇所

市町名	変 更 前		変 更 後	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
豊岡市 (旧豊岡市)	【保全目的：飛砂防止機能、観光地・景勝地としての風致機能】 気比絹巻地先	4	【保全目的：飛砂防止機能、観光地・景勝地としての風致機能】 気比絹巻地先	4
豊岡市 (旧城崎町)	【保全目的：なだれ防止機能】 7林班(イウ小班) 13林班(アウ小班)	8	【保全目的：なだれ防止機能】 7林班(イウ小班) <u>13林班(ウ小班)</u>	8
豊岡市 (旧竹野町)	【保全目的：観光地・景勝地としての風致機能】 151林班(ア小班) 153林班(ア～エカキ小班) 154林班(イ～オ小班)	14	【保全目的：観光地・景勝地としての風致機能】 153林班(ア～エカキ小班) <u>154林班(イエ小班)</u>	13
豊岡市計		26		<u>25</u>
香美町 (旧香住町)	【保全目的：魚つき機能、観光地・景勝地としての風致機能】 27林班(アイウ小班) 28林班(コサ小班) 70林班(テ小班) 72林班(タ～ト小班) 77林班(アイ小班) 78林班(キ小班)	72	【保全目的：魚つき機能、観光地・景勝地としての風致機能】 27林班(アイウ小班) 28林班(コサ小班) 70林班(テ小班) <u>72林班(タチツト小班)</u> 77林班(アイ小班) 78林班(キ小班)	<u>50</u>
新温泉町 (旧浜坂町)	【保全目的：魚つき機能、観光地・景勝地としての風致機能】 1林班(ア～オ小班) 23林班(イウ小班) 26林班(アイ小班) 27林班(アイウ小班) 49林班(ウ小班) 56林班(イエ小班) 57林班(アエ小班)	109	【保全目的：魚つき機能、観光地・景勝地としての風致機能】 1林班(ア～オ小班) 23林班(イウ小班) 26林班(アイ小班) <u>27林班(イウ小班)</u> 49林班(ウ小班) <u>56林班(イ小班)</u> <u>57林班(エ小班)</u>	<u>80</u>
丹波市 (旧氷上町)	【保全目的：水源かん養機能】 26林班(アイウ小班) 27林班(ウ小班) 28林班(アイウ小班) 29林班(アイウ小班) 35林班(イ小班) 36林班(アウ小班) 51林班(アイ小班) 52林班(ア小班) 54林班(アイ小班) 57林班(ア小班) 58林班(ア小班) 59林班(ア～エ小班) 60林班(アイエ小班)	126		<u>0</u>
丹波市 (旧春日町)	【保全目的：水源かん養機能】 19林班(アイウ小班) 27林班(アイ小班) 45林班(ア小班) 46林班(ウエ小班) 47林班(アウ小班) 51林班(アイウ小班) 52林班(ア小班)	316	【保全目的：水源かん養機能】 27林班(アイ小班) 45林班(ア小班) 46林班(ウエ小班) 47林班(アウ小班) 51林班(アイウ小班) 52林班(ア小班)	<u>282</u>
丹波市 (旧山南町)	【保全目的：水源かん養機能】 14林班(アイ小班) 15林班(イ小班) 16林班(アイ小班) 17林班(アウ小班) 18林班(ア小班) 20林班(アイウ小班) 67林班(アイ小班) 68林班(アイエ小班) 69林班(ア～エ小班) 70林班(アイ小班) 71林班(ア小班) 91林班(ウ小班) 92林班(アイ小班) 93林班(ア小班) 95林班(アイ小班) 97林班(ウ小班) 98林班(ア～エ小班)	306	【保全目的：水源かん養機能】 14林班(アイ小班) 15林班(イ小班) 16林班(アイ小班) <u>17林班(ア小班)</u> 20林班(アイウ小班) 91林班(ウ小班) 92林班(アイ小班) 93林班(ア小班) 95林班(アイ小班) 97林班(ウ小班) 98林班(ア～エ小班)	<u>197</u>
丹波市計		748		<u>479</u>

## 高度公益機能森林の区域の新旧対照表

※変更後欄の下線部分＝変更箇所

市町名	変 更 前		変 更 後	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
丹波篠山市	<b>【保全目的：水源かん養機能】</b> 148林班(アウ小班) 149林班(ア～エ小班) 150林班(アイウ小班) 151林班(アイ小班) 152林班(ア小班) 153林班(アイ小班) 156林班(ア～ク小班) 157林班(アイ小班) 158林班(アイウ小班) 241林班(イ小班) 242林班(ウ小班) 243林班(ア小班) 244林班(ア小班) 246林班(イ小班) 304林班(ア小班) 305林班(エ小班) 306林班(ウ小班) 307林班(アイ小班) 308林班(イ～オ小班) 314林班(イウ小班) 315林班(アイ小班) 461林班(アウ小班)	316	<b>【保全目的：水源かん養機能】</b> 148林班(アウ小班) 149林班(ア～エ小班) 150林班(アイウ小班) 151林班(アイ小班) 152林班(ア小班) 153林班(アイ小班) 156林班(ア～ク小班) 157林班(アイ小班) 158林班(アイウ小班) 241林班(イ小班) 242林班(ウ小班) 243林班(ア小班) 244林班(ア小班) 246林班(イ小班) 304林班(ア小班) 305林班(エ小班) 306林班(ウ小班) 307林班(アイ小班) 308林班(イ～オ小班) 314林班(イウ小班) 315林班(アイ小班) 461林班(アウ小班)	316
洲本市	<b>【保全目的：観光地、景勝地としての風致機能】</b> 33林班(ア～ウ小班)	44	<b>【保全目的：観光地、景勝地としての風致機能】</b> 33林班(イウ小班)	<u>30</u>
南あわじ市 (旧南淡町)	<b>【保全目的：干害防備機能、魚つき機能、観光地、景勝地としての風致機能】</b> 35林班(アイ小班) 39林班(ウ小班) 75林班(アイウエオカ小班) 76林班(アウエオ小班)	196	<b>【保全目的：干害防備機能、魚つき機能、観光地、景勝地としての風致機能】</b> 35林班(アイ小班) 39林班(ウ小班) 75林班(アイウエオカ小班) 76林班(アウエオ小班)	196
県計		3,006		<u>2,474</u>

## 被害拡大防止森林の区域の新旧対照表

※変更後欄の下線部分＝変更箇所

市町名	変 更 前		変 更 後	
	区 域	面 積 (ha)	区 域	面 積 (ha)
神戸市	201林班(ウエ小班) 202林班(ア小班) 203林班(アイ小班) 205林班(ア小班) 222林班(アオクコ小班)	98	201林班(ウエ小班) 202林班(ア小班) 203林班(アイ小班) 205林班(ア小班) 222林班(アオクコ小班)	<u>84</u>
芦屋市	2林班(ア小班) 9林班(イ小班) 10林班(ア小班)	111		<u>0</u>
三田市	45林班(アイウ小班) 52林班(イ小班) 54林班(ア～エ小班) 58林班(イ小班) 62林班(イ小班) 64林班(ア～オ小班) 65林班(イ～オ小班) 124林班(カ小班) 135林班(イウエ小班) 153林班(ウオカ小班) 154林班(アイウオカケ小班) 155林班(ウエオ小班) 156林班(ア～カ小班) 157林班(アイウ小班) 158林班(ア～カ小班) 159林班(ア～エ小班)	258	45林班(アイウ小班) 52林班(イ小班) 54林班(ア～エ小班) 58林班(イ小班) 62林班(イ小班) 64林班(ア～オ小班) 65林班(イ～オ小班) 124林班(カ小班) 135林班(イウエ小班) 153林班(ウオカ小班) 154林班(アイウオカケ小班) 155林班(ウエオ小班) 156林班(ア～カ小班) 157林班(アイウ小班) 158林班(ア～カ小班) 159林班(ア～エ小班)	258
宍粟市 (旧山崎町)	152林班(ア小班) 177林班(ア小班) 180林班(ア小班) 181林班(ア小班) 183林班(イ小班) 225林班(ア小班)	7	152林班(ア小班) 177林班(ア小班) 180林班(ア小班) 181林班(ア小班) 183林班(イ小班) 225林班(ア小班)	7
豊岡市 (旧城崎町)	6林班(アイウ小班) 7林班(ア小班) 8林班(ア～エ小班) 9林班(ア小班) 12林班(アイオ小班) 14林班(ア～ク小班)	30	<u>6林班(アイ小班)</u> 7林班(ア小班) <u>8林班(アウ小班)</u> 9林班(ア小班) <u>12林班(イオ小班)</u> <u>14林班(ア～エ小班カ～ク小班)</u>	<u>27</u>
香美町 (旧香住町)	24林班(アイオ小班) 26林班(アウエ小班) 28林班(アオカキ小班) 72林班(アウエ小班) 77林班(ウ～ク小班) 78林班(ア～カ小班) 79林班(ア小班)	31	<u>26林班(ア小班)</u> 28林班(アオカキ小班) 72林班(アウエ小班) 77林班(ウ～ク小班) <u>78林班(イ～オ小班)</u> 79林班(ア小班)	<u>27</u>
新温泉町 (旧浜坂町)	2林班(アウエ小班) 5林班(ウ小班) 7林班(ア小班) 22林班(アイウ小班) 23林班(アエオ小班) 25林班(ア小班) 26林班(ウ小班) 28林班(ウエ小班) 48林班(アイウ小班) 49林班(アイ小班) 51林班(ア小班) 55林班(イウ小班) 56林班(ア小班) 57林班(イウオ小班)	76	<u>2林班(アウ小班)</u> 5林班(ウ小班) 7林班(ア小班) <u>22林班(イウ小班)</u> 23林班(アエオ小班) 26林班(ウ小班) 28林班(ウエ小班) 48林班(アイウ小班) 49林班(アイ小班) <u>55林班(イ小班)</u> 56林班(ア小班) <u>57林班(イ小班)</u>	<u>59</u>
丹波市 (旧氷上町)	27林班(アイ小班) 37林班(ア小班) 50林班(アイ小班) 55林班(アウ小班) 61林班(アイ小班) 63林班(アイウ小班) 64林班(ア～エ小班)	62		<u>0</u>

## 被害拡大防止森林の区域の新旧対照表

※変更後欄の下線部分＝変更箇所

市町名	変 更 前		変 更 後	
	区 域	面 積(ha)	区 域	面 積(ha)
丹波市 (旧山南町)	13林班(ア～エ小班) 19林班(アウ小班) 20林班(エ小班) 21林班(アイウ小班) 22林班(ア～オ小班) 27林班(エオ小班) 28林班(ア小班) 29林班(ア小班) 59林班(アイウ小班) 60林班(ア～エ小班) 62林班(アイウ小班) 63林班(ア～エ小班) 64林班(アイウ小班) 65林班(アイウ小班) 66林班(アイ小班) 72林班(ア～オ小班) 89林班(アイ小班) 91林班(アイ小班) 93林班(イエオ小班) 97林班(アイウの一部エ小班) 105林班(ア～エ小班) 106林班(アイ小班)	281	13林班(ア～エ小班) <u>17林班(ウ小班)</u> <u>18林班(ア小班)</u> 19林班(アウ小班) 20林班(エ小班) 21林班(アイウ小班) 22林班(ア～オ小班) 27林班(エオ小班) 28林班(ア小班) 29林班(ア小班) <u>72林班(オ小班)</u> 89林班(アイ小班) 91林班(アイ小班) 93林班(イエオ小班) <u>97林班(アイエ小班)</u> 105林班(ア～エ小班) 106林班(アイ小班)	<u>206</u>
丹波市計		343		<u>206</u>
丹波篠山市	336林班(アイ小班) 337林班(エオ小班)	7	336林班(アイ小班) 337林班(エオ小班)	7
県計		961		675

## 兵庫県防除実施基準（別表 1 特別防除を行うことのできる森林）の新旧対照表

※変更後欄の下線部分＝変更箇所

市町名	変 更 前		変 更 後	
	区 域	面 積 (ha)	区 域	面 積 (ha)
多可町 (旧中町)	28林班(イウ小班) 29林班(イ小班) 30林班(ア小班) 31林班(ア小班) 33林班(ウ小班) 34林班(アイ小班) 35林班(アイウ小班)	111		<u>0</u>
丹波市 (旧春日町)	27林班(ア小班) 45林班(ア小班) 46林班(ウエ小班) 47林班(アウ小班) 51林班(ア小班)	93	27林班(ア小班) 45林班(ア小班) 46林班(ウエ小班) 47林班(アウ小班) 51林班(ア小班)	<u>88</u>
丹波市 (旧山南町)	14林班(ア小班) 15林班(イ小班) 16林班(ア小班) 20林班(アイ小班) 67林班(アイ小班) 68林班(アイ小班) 69林班(ウエ小班) 70林班(アイ小班) 71林班(ア小班) 92林班(アイ小班) 97林班(ウ小班) 98林班(ア～エ小班)	76	14林班(ア小班) 20林班(アイ小班) 92林班(アイ小班)	<u>18</u>
丹波市計		169		<u>106</u>
南あわじ市 (旧西淡町)	20林班(ウ小班) 37林班(アイ小班) 38林班(ア小班) 41林班(ウ～オ小班) 42林班(ア小班) 43林班(アイ小班)	115		<u>0</u>
南あわじ市 (旧南淡町)	75林班(ウ小班) 76林班(アウエオ小班)	41		<u>0</u>
南あわじ市計		156		<u>0</u>
県計		436		<u>106</u>



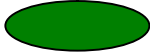

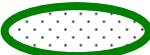







# 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林区域の変更（案） 並びに兵庫県防除実施基準の変更(案)に係る図面

## 1 関係市町(10市町)

神戸市、芦屋市、猪名川町、多可町、豊岡市、香美町、新温泉町、丹波市、洲本市、南あわじ市

## 2 図面の表示

各指定区域については、次の凡例のとおり表示している。

凡		例		
区分	区域名	変更なし ア	変更箇所(除外)イ	変更箇所(追加)ウ
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)			
	地区保全森林 (市町指定)			
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)			
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)			
県防除実施基準(県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)				

### (1) 表示方法

#### ①防除区域・周辺区域の表示

- ア 変更なしの区域  
着色している区域
- イ 今回の変更で除外する区域  
外枠実線だけで着色していない区域
- ウ 今回の変更で追加する区域  
外枠実線+黒点の区域

#### ②県防除実施基準(特別防除を行うことのできる森林)

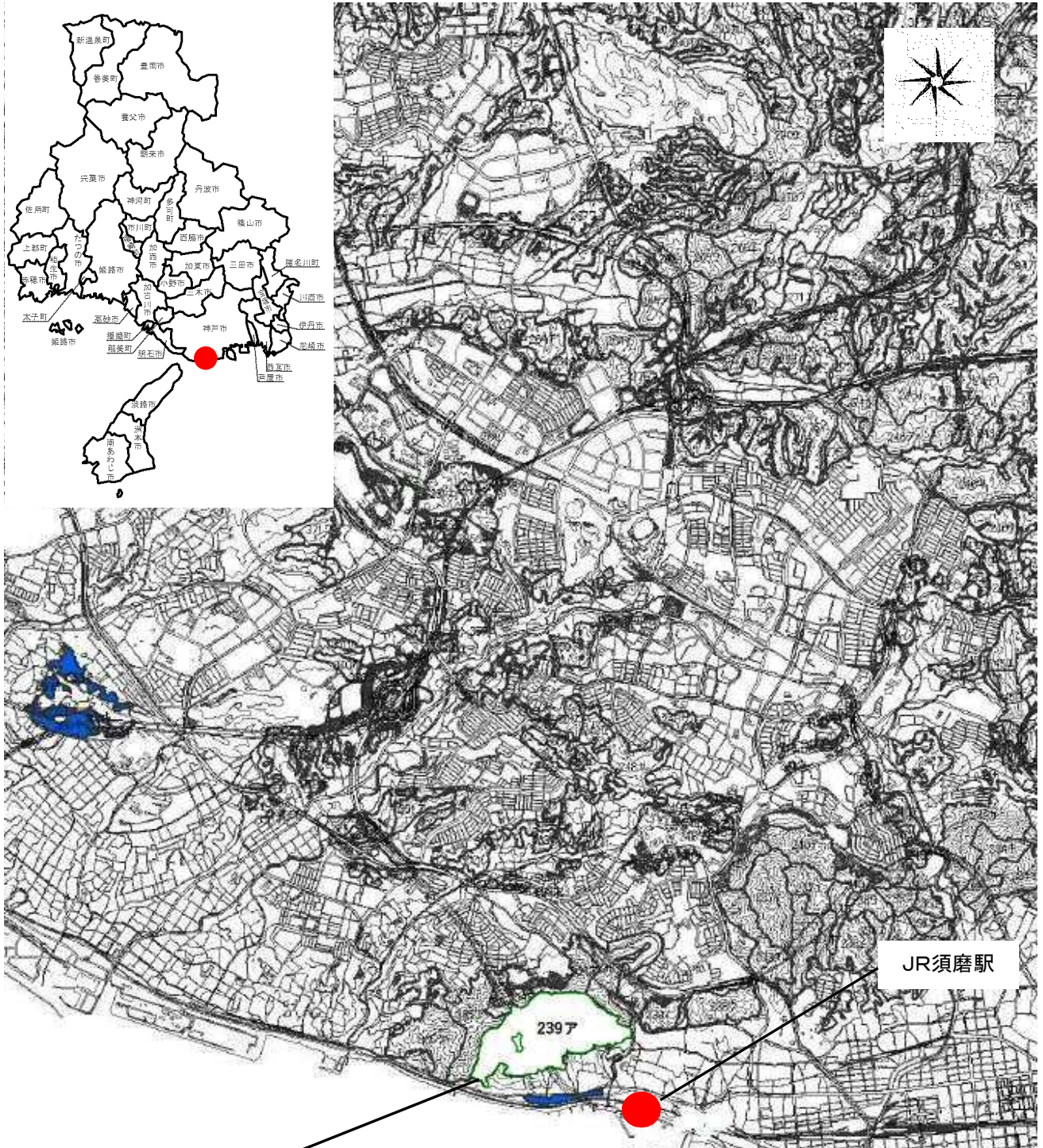
- ア 変更なしの区域  
赤色実線区域
- イ 今回の変更で削除する区域  
赤色点線区域

## 3 その他

地区保全森林と地区被害拡大防止森林の区域(市町指定)は、市町指定のため対象外です。

# 林小班位置図（神戸市①）

※四角囲み表記=除外する林小班

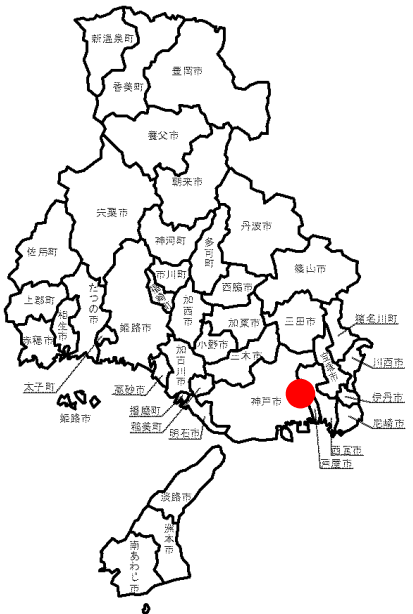
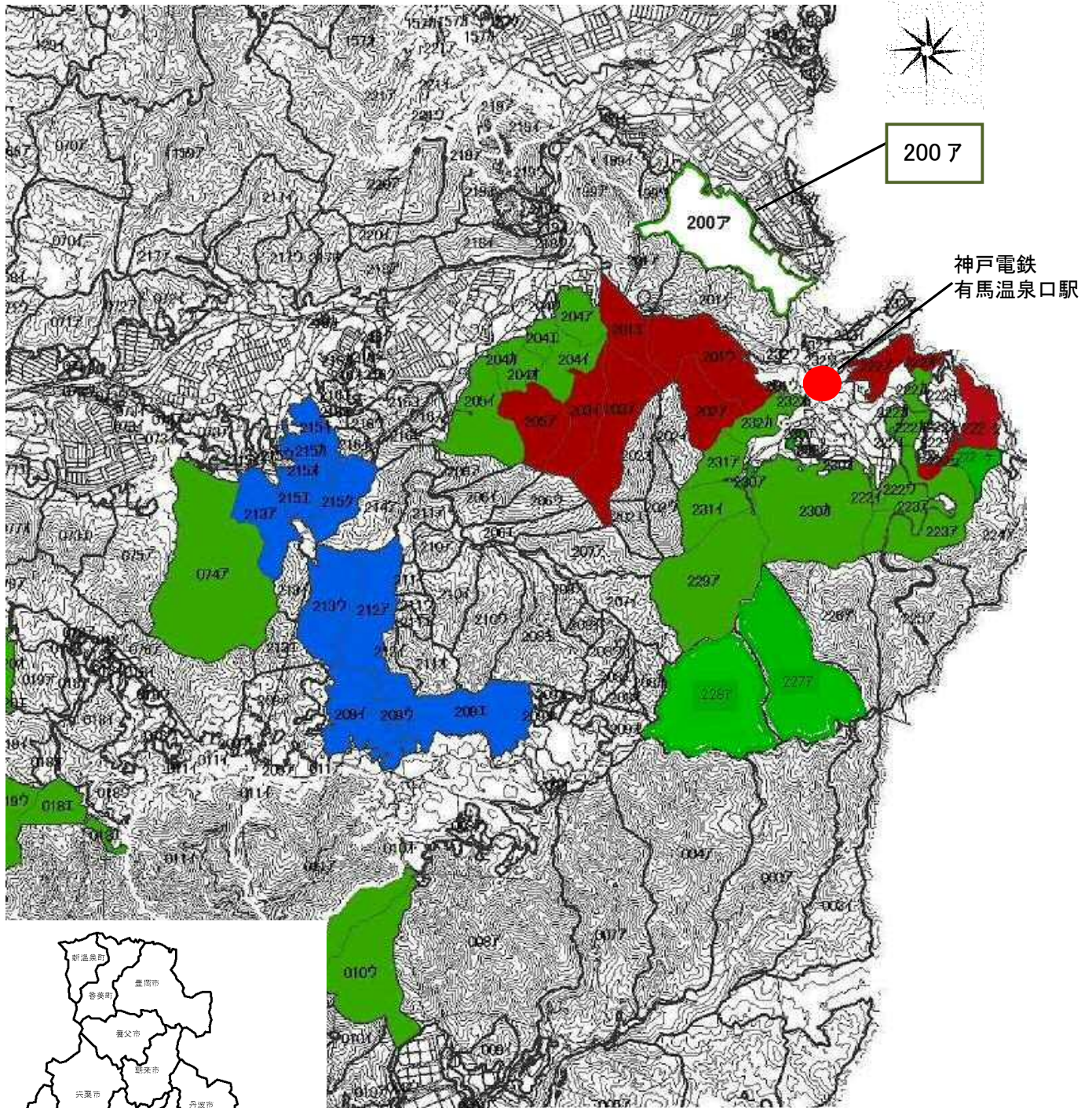


239 7

区分	区域名	凡 例		
		変更なし	変更箇所(除外)	変更箇所(追加)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)			
	地区保全森林 (市町指定)			
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)			
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)			
県防除実施基準(県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)				

# 林小班位置図（神戸市②）

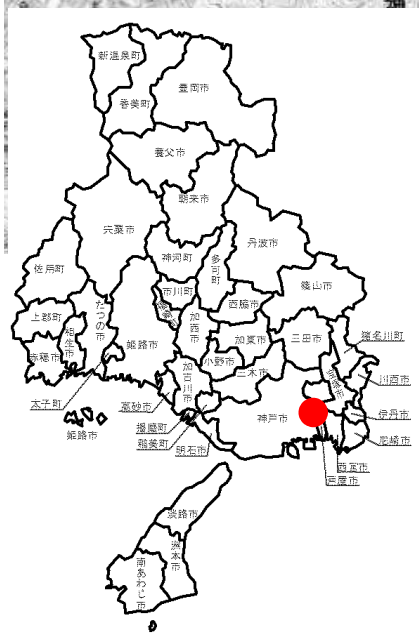
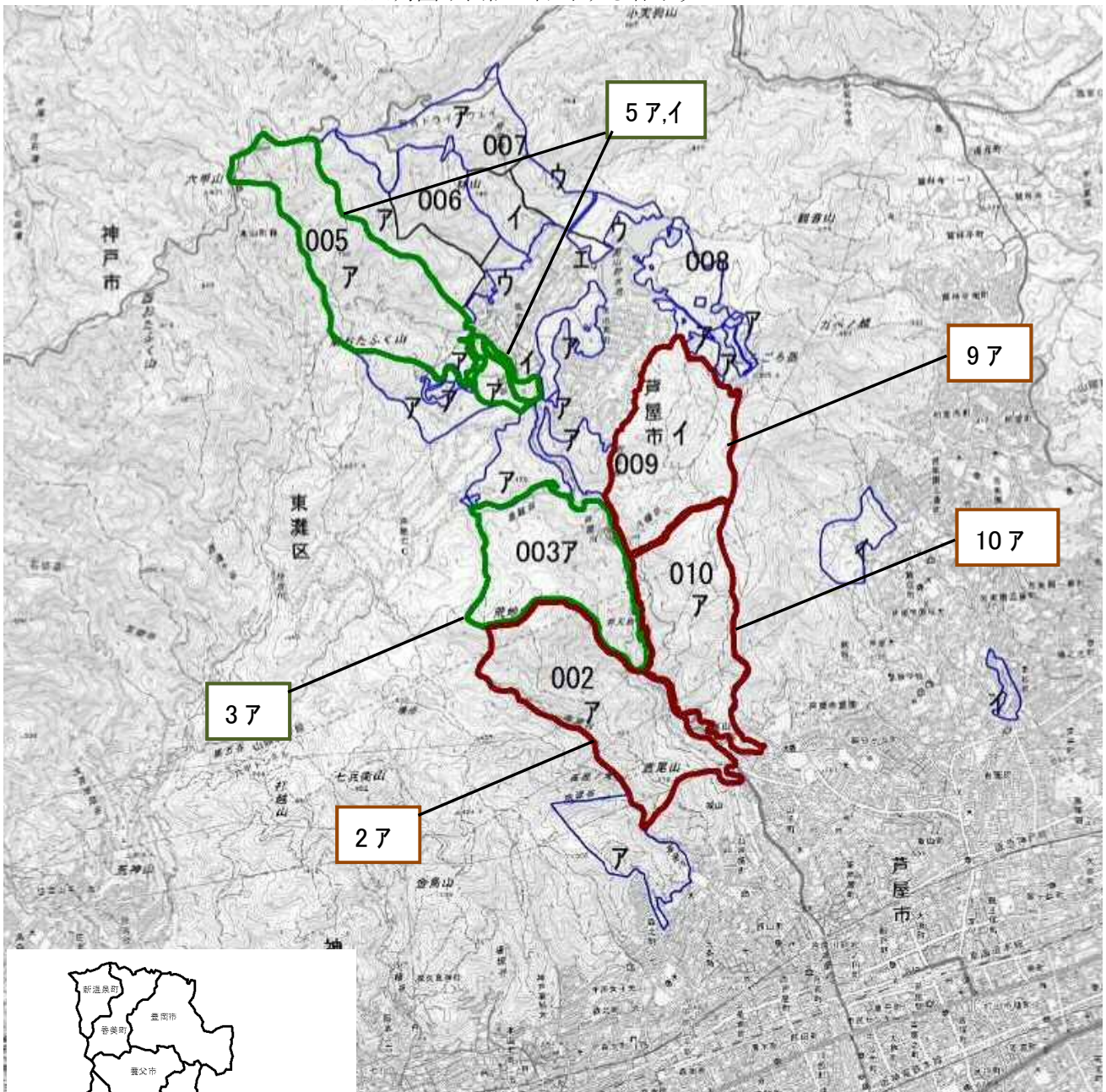
※四角囲み表記＝除外する林小班



区分	区域名	例	
		変更なし	変更箇所(除外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準(県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

# 林小班位置図（芦屋市）

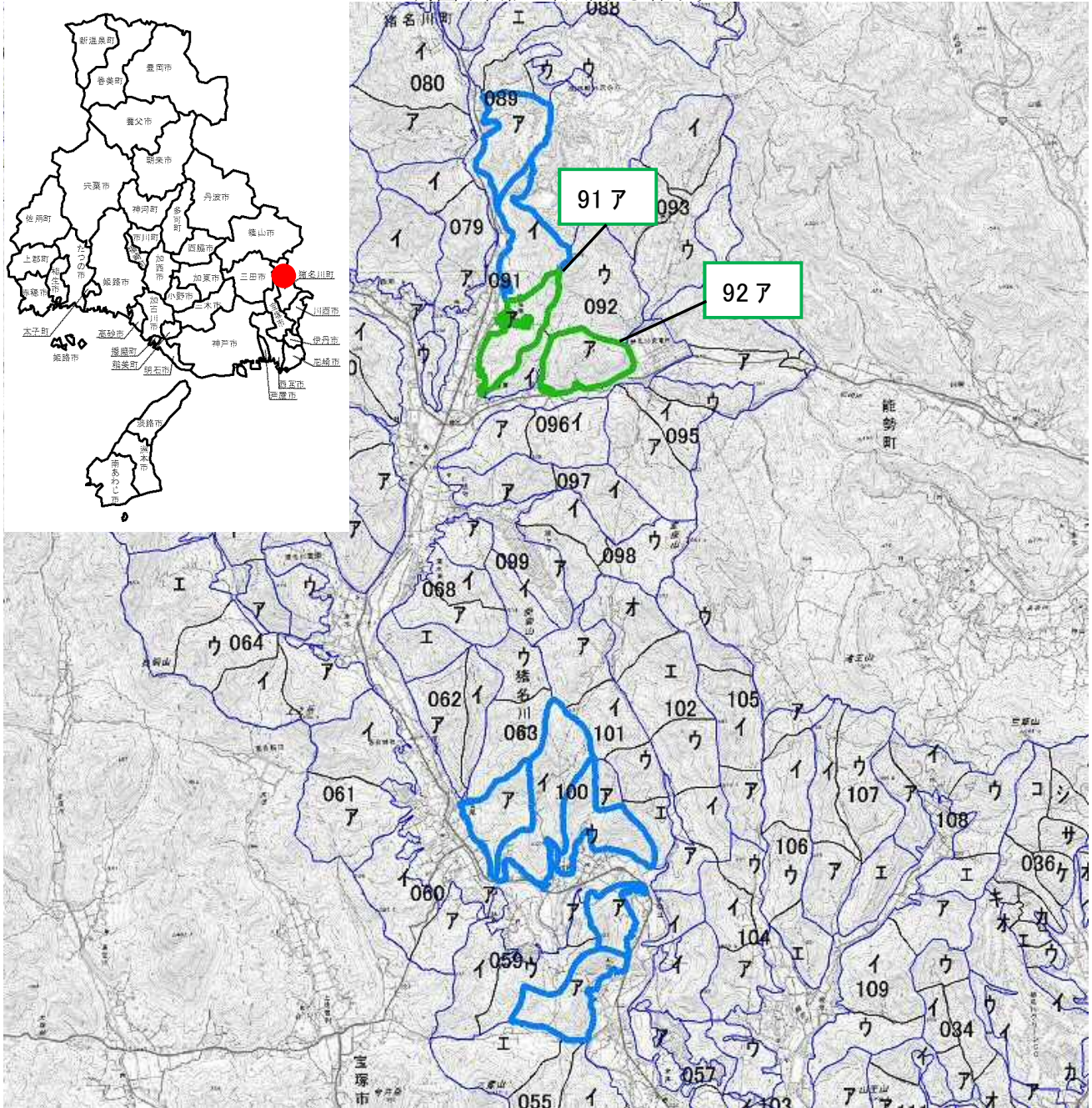
※四角囲み表記＝除外する林小班



凡 例			
区 分	区 域 名	変 更 な し	変 更 箇 所 (除 外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準 (県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

# 林小班位置図（猪名川町）

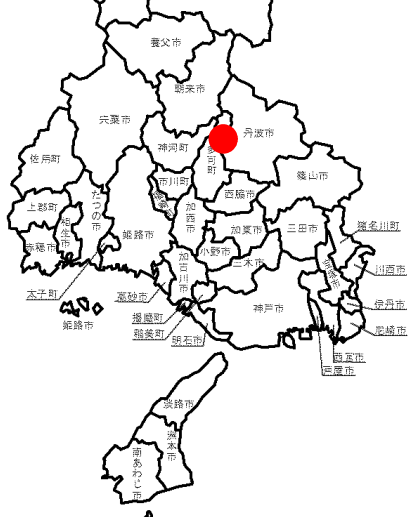
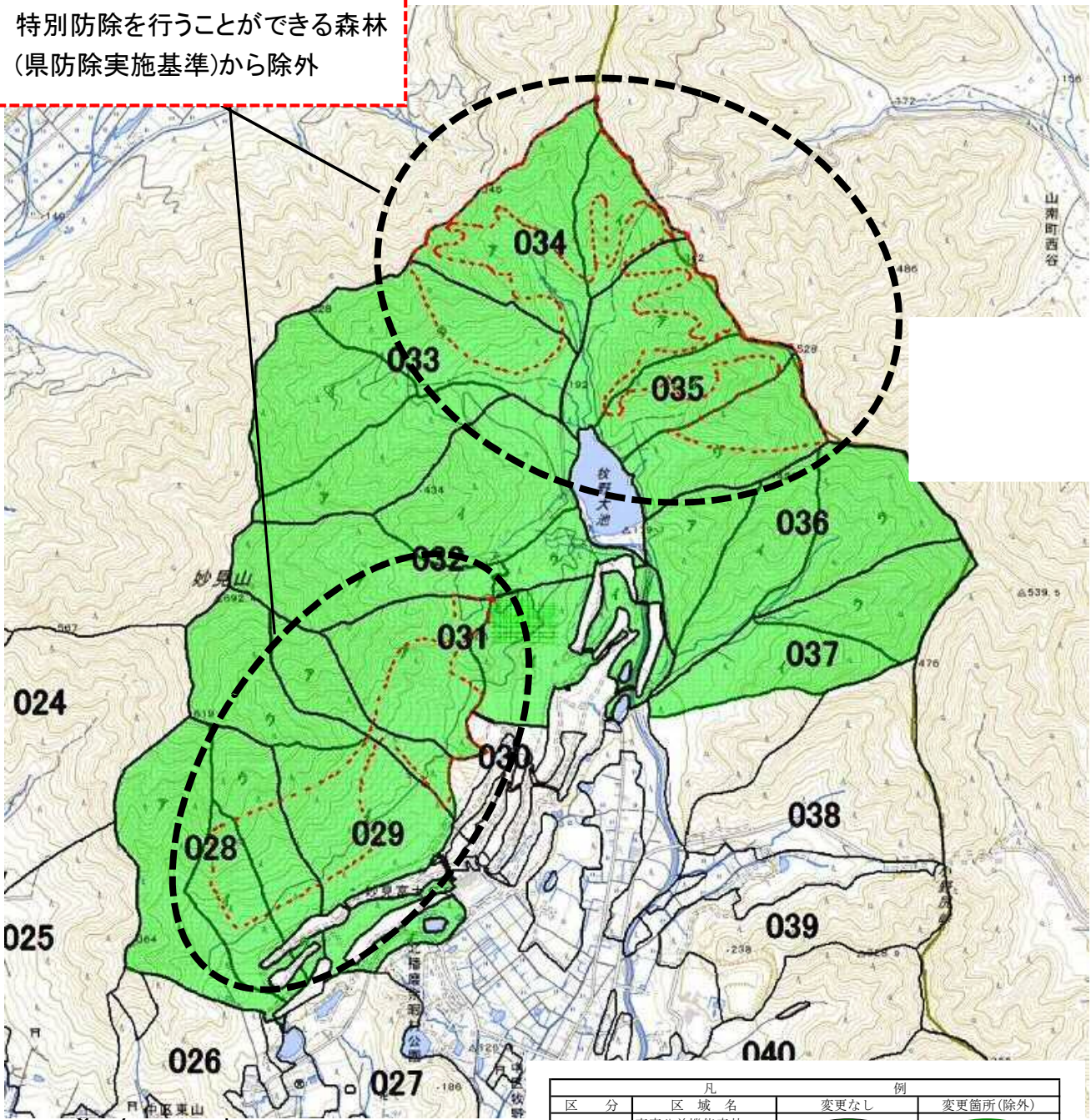
※四角囲み表記＝除外する林小班



凡		例	
区分	区域名	変更なし	変更箇所(除外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準（県指定） (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

# 林小班位置図（多可町）

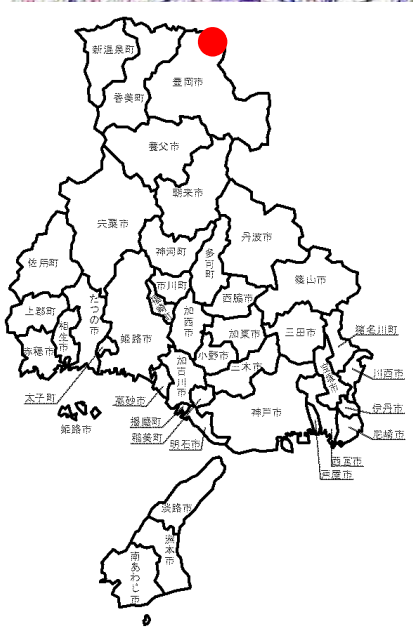
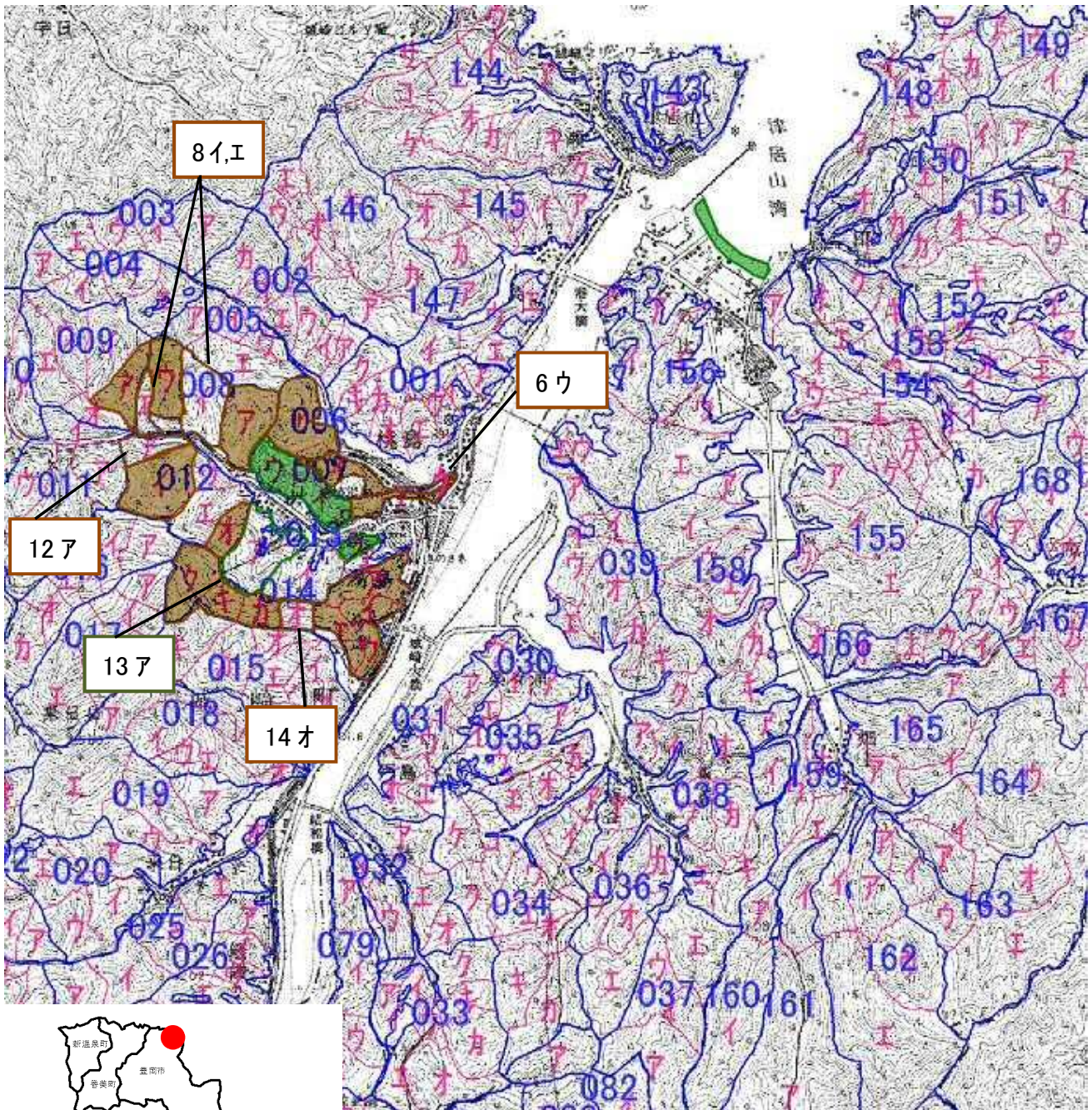
特別防除を行うことができる森林  
(県防除実施基準)から除外



凡 例			
区 分	区 域 名	変 更 な し	変 更 箇 所 (除 外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準 (県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

# 林小班位置図（豊岡市(旧豊岡市、旧城崎町)）

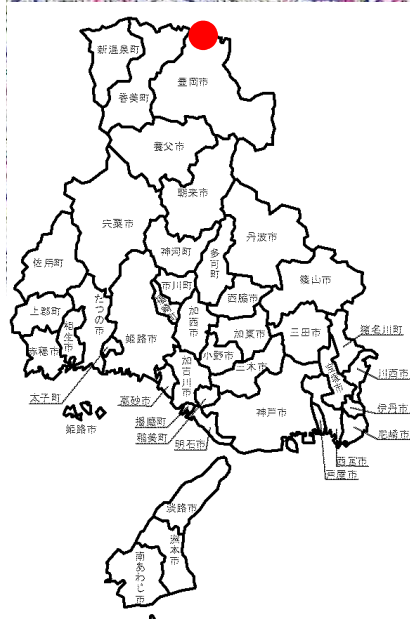
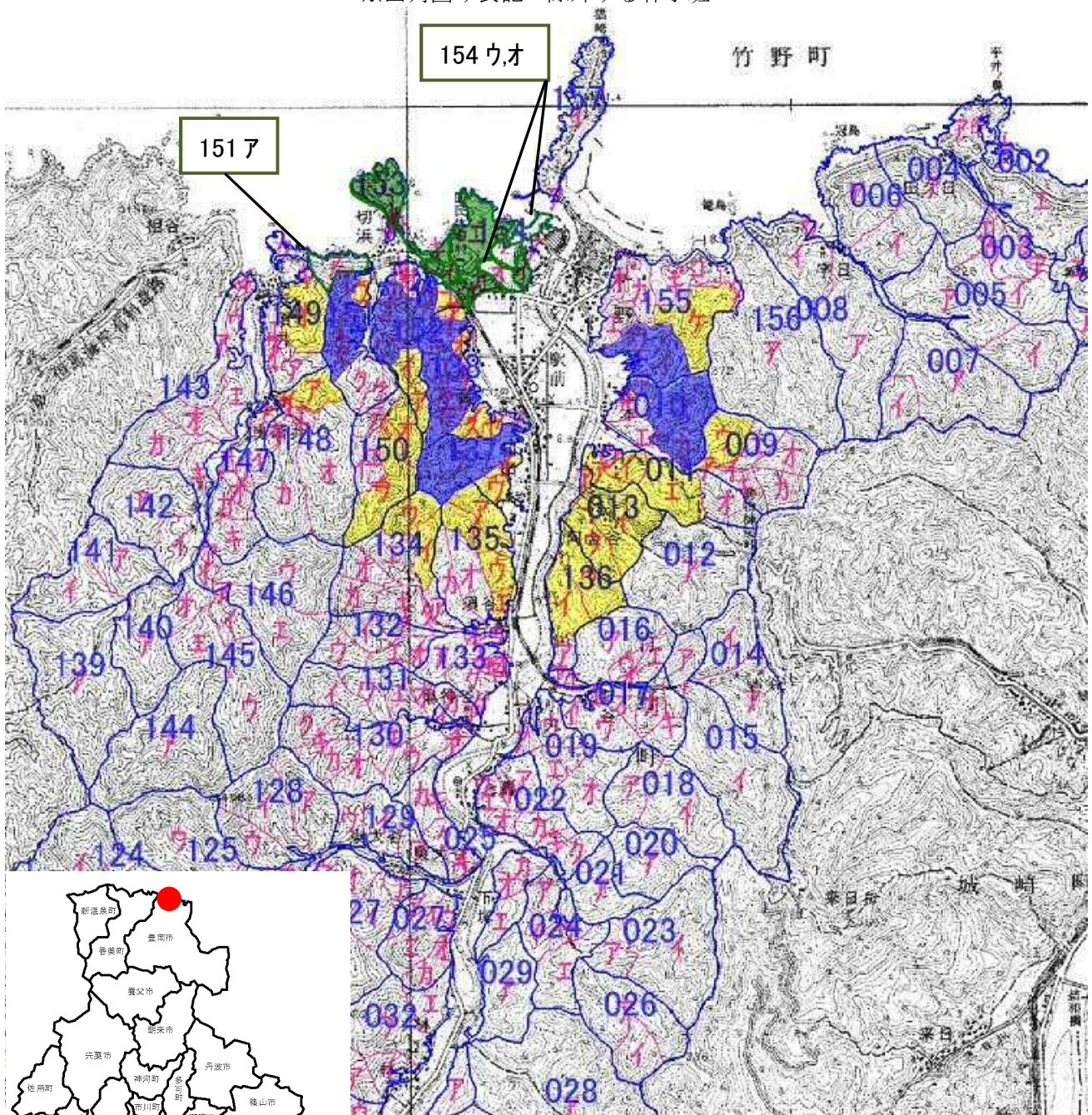
※四角囲み表記＝除外する林小班



区分	凡		例	
	区域名	変更なし	変更箇所(除外)	
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)			
	地区保全森林 (市町指定)			
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)			
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)			
県防除実施基準 (県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)				

# 林小班位置図（豊岡市(旧竹野町)）

※四角囲み表記＝除外する林小班



凡 例			
区 分	区 域 名	変更なし	変更箇所(除外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準(県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

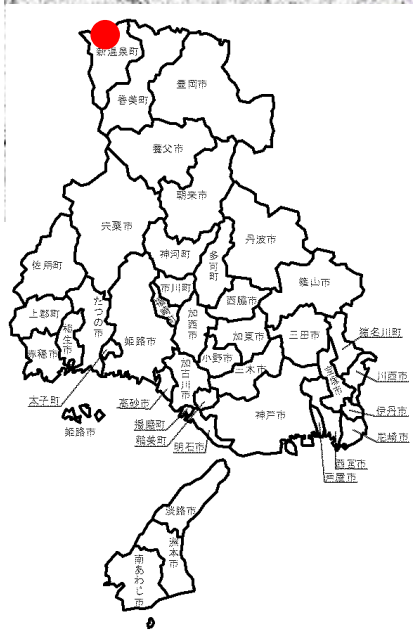
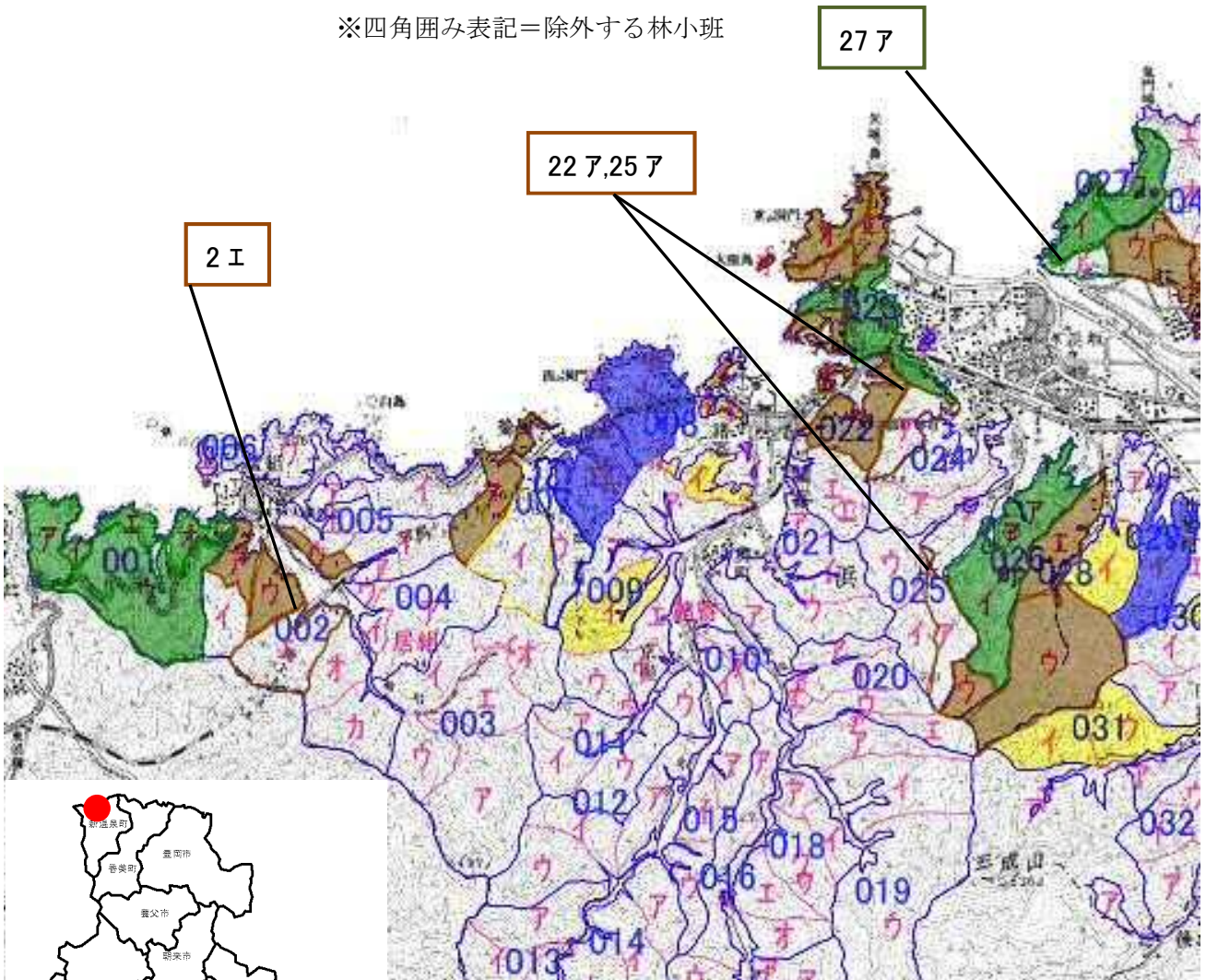






# 林小班位置図（新温泉町(旧浜坂町)①）

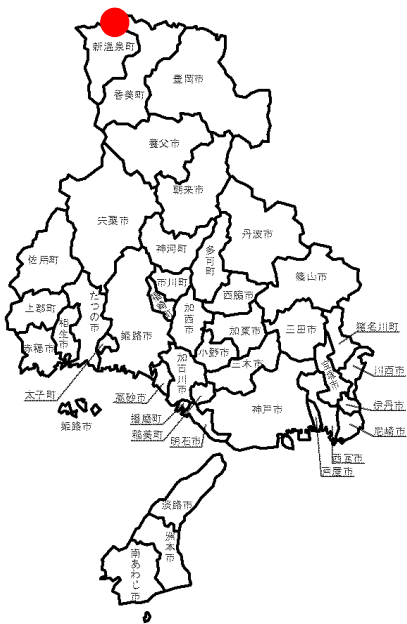
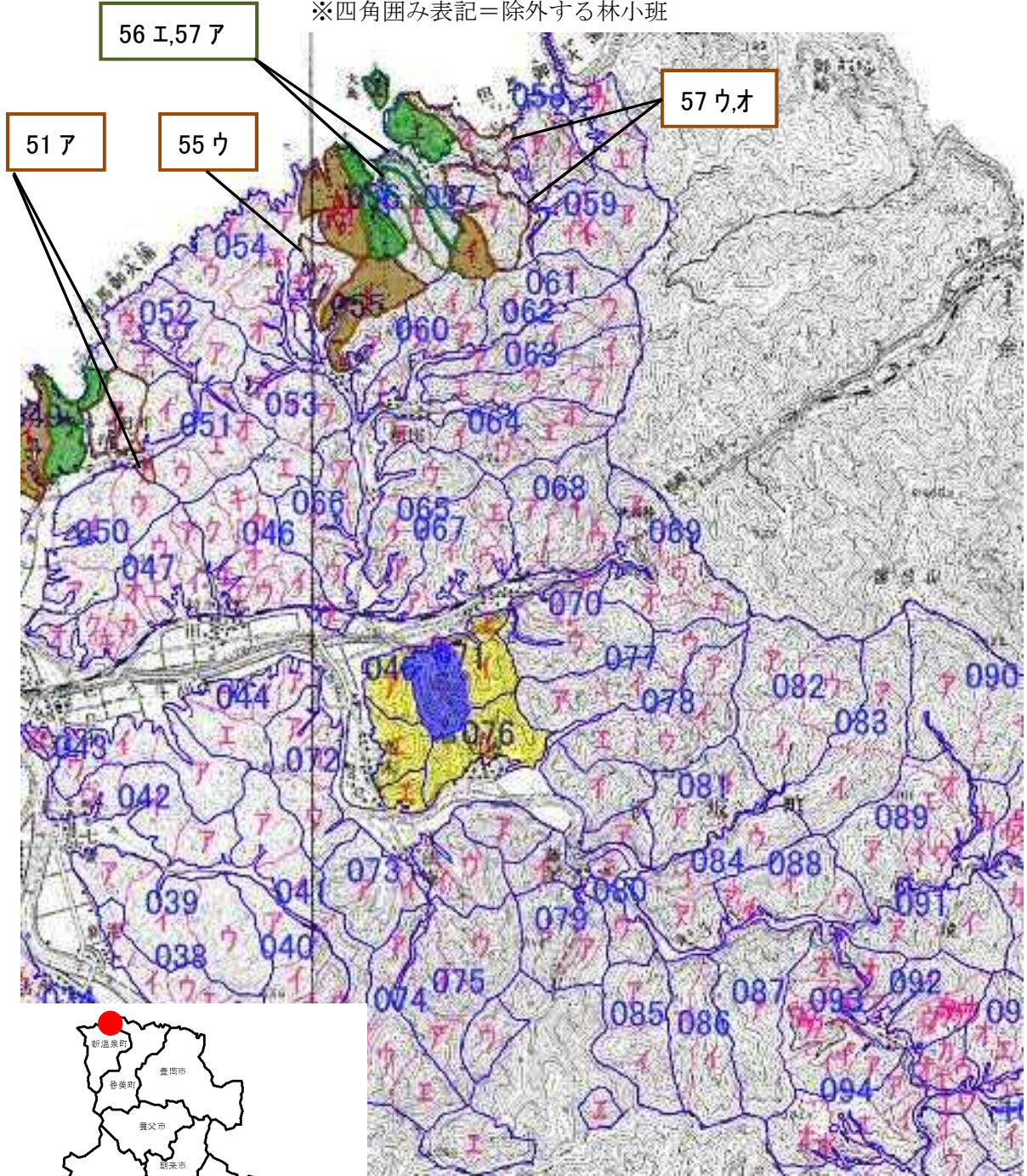
※四角囲み表記＝除外する林小班



区分	凡 例		
	区域名	変更なし	変更箇所(除外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準(県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

# 林小班位置図（新温泉町(旧浜坂町)②）

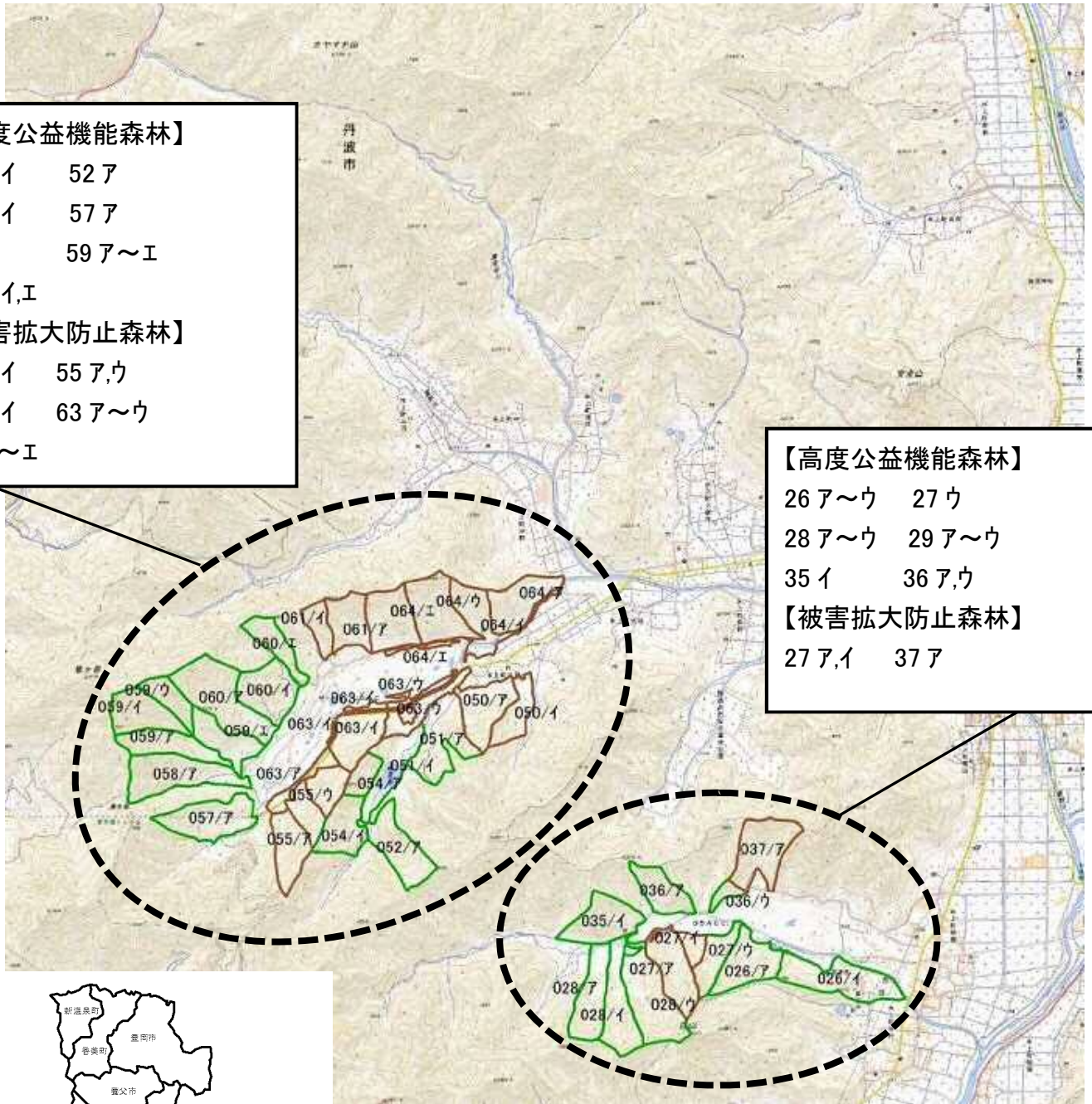
※四角囲み表記＝除外する林小班



区分	凡 例		
	区域名	変更箇所(除外)	
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)	変更なし (緑色楕円)	変更箇所(除外) (緑色楕円)
	地区保全森林 (市町指定)	変更なし (青色楕円)	
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)	変更なし (茶色楕円)	変更箇所(除外) (茶色楕円)
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)	変更なし (黄色楕円)	
県防除実施基準 (県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)		変更なし (赤色楕円)	変更箇所(除外) (赤色点線楕円)

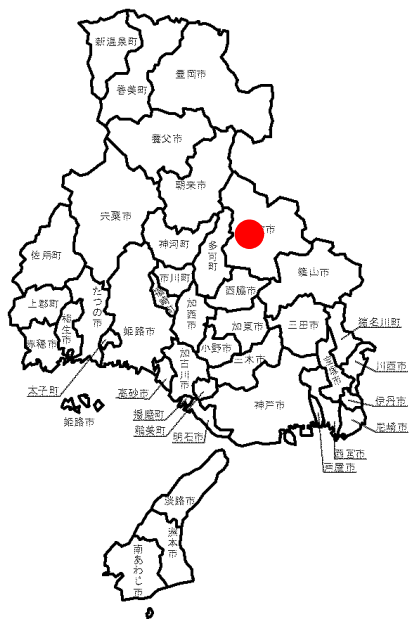
# 林小班位置図（丹波市(旧氷上町)）

※四角囲み表記＝除外する林小班



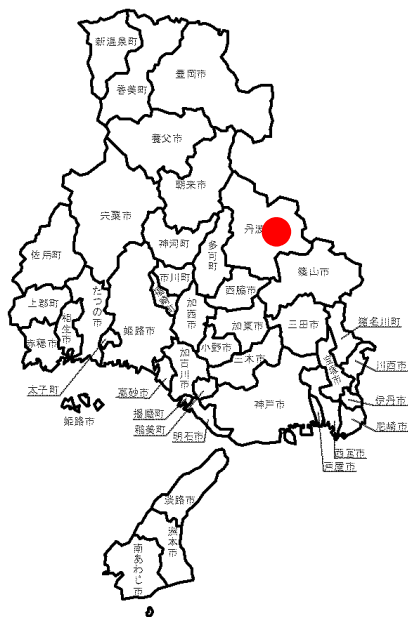
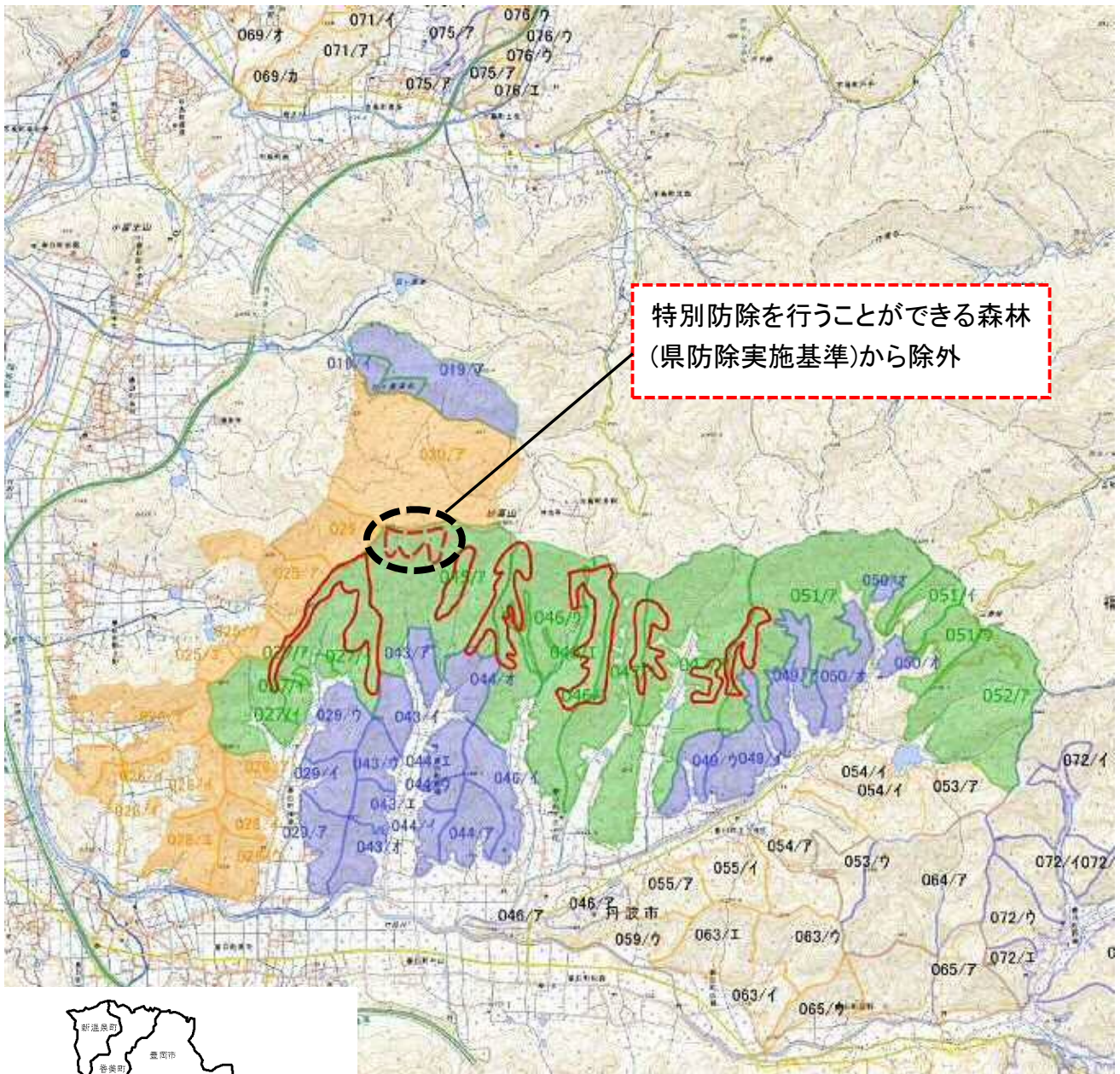
- 【高度公益機能森林】**  
 51 ア,イ    52 ア  
 54 ア,イ    57 ア  
 58 ア        59 ア～エ  
 60 ア,イ,エ
- 【被害拡大防止森林】**  
 50 ア,イ    55 ア,ウ  
 61 ア,イ    63 ア～ウ  
 64 ア～エ

- 【高度公益機能森林】**  
 26 ア～ウ    27 ウ  
 28 ア～ウ    29 ア～ウ  
 35 イ        36 ア,ウ
- 【被害拡大防止森林】**  
 27 ア,イ    37 ア



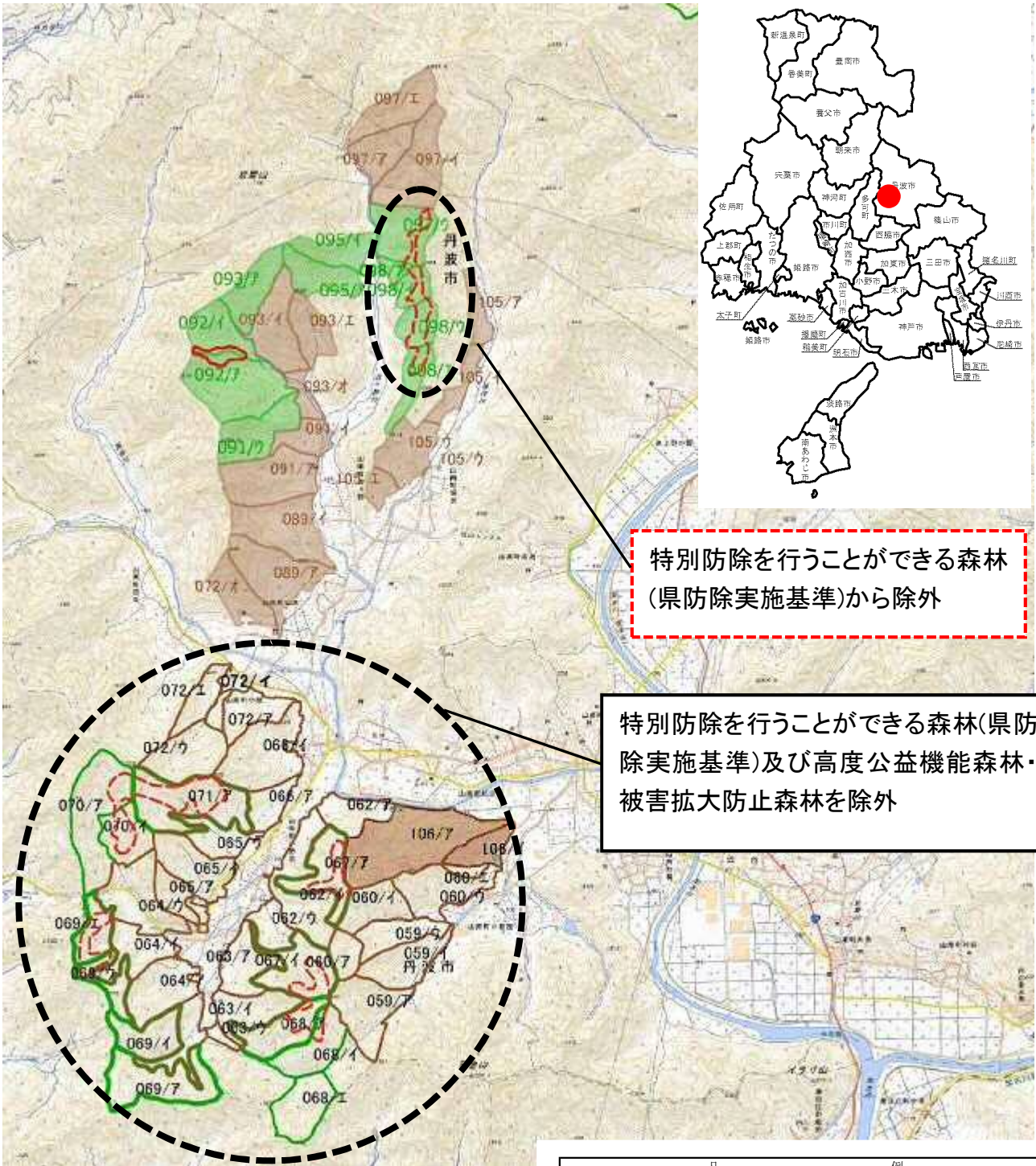
区分	区域名	凡 例	
		変更なし	変更箇所(除外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準(県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

# 林小班位置図（丹波市(旧春日町)）



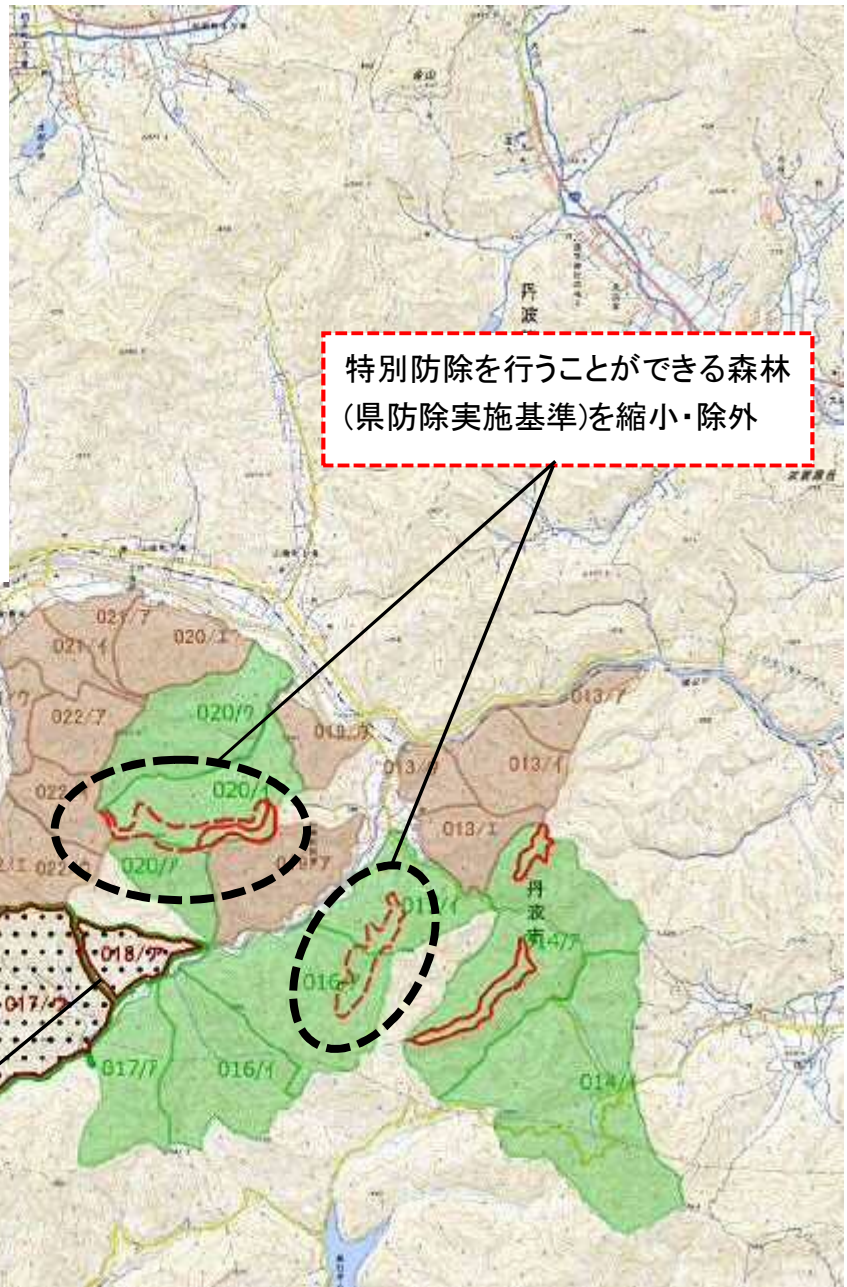
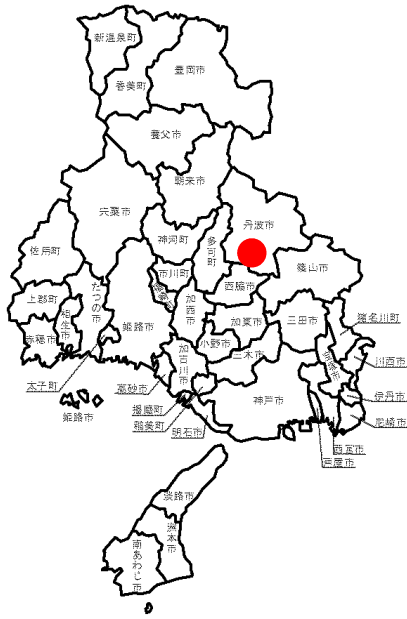
区分	区域名	例	
		変更なし	変更箇所(除外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準 (県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

# 林小班位置図（丹波市(旧山南町①)）



凡 例			
区 分	区 域 名	変更なし	変更箇所(除外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準(県指定) (特別防除(航空防除)を行うこと のできる森林)			

## 林小班位置図（丹波市(旧山南町②)）



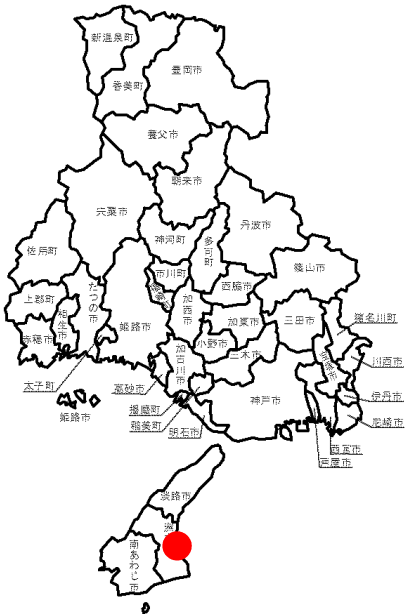
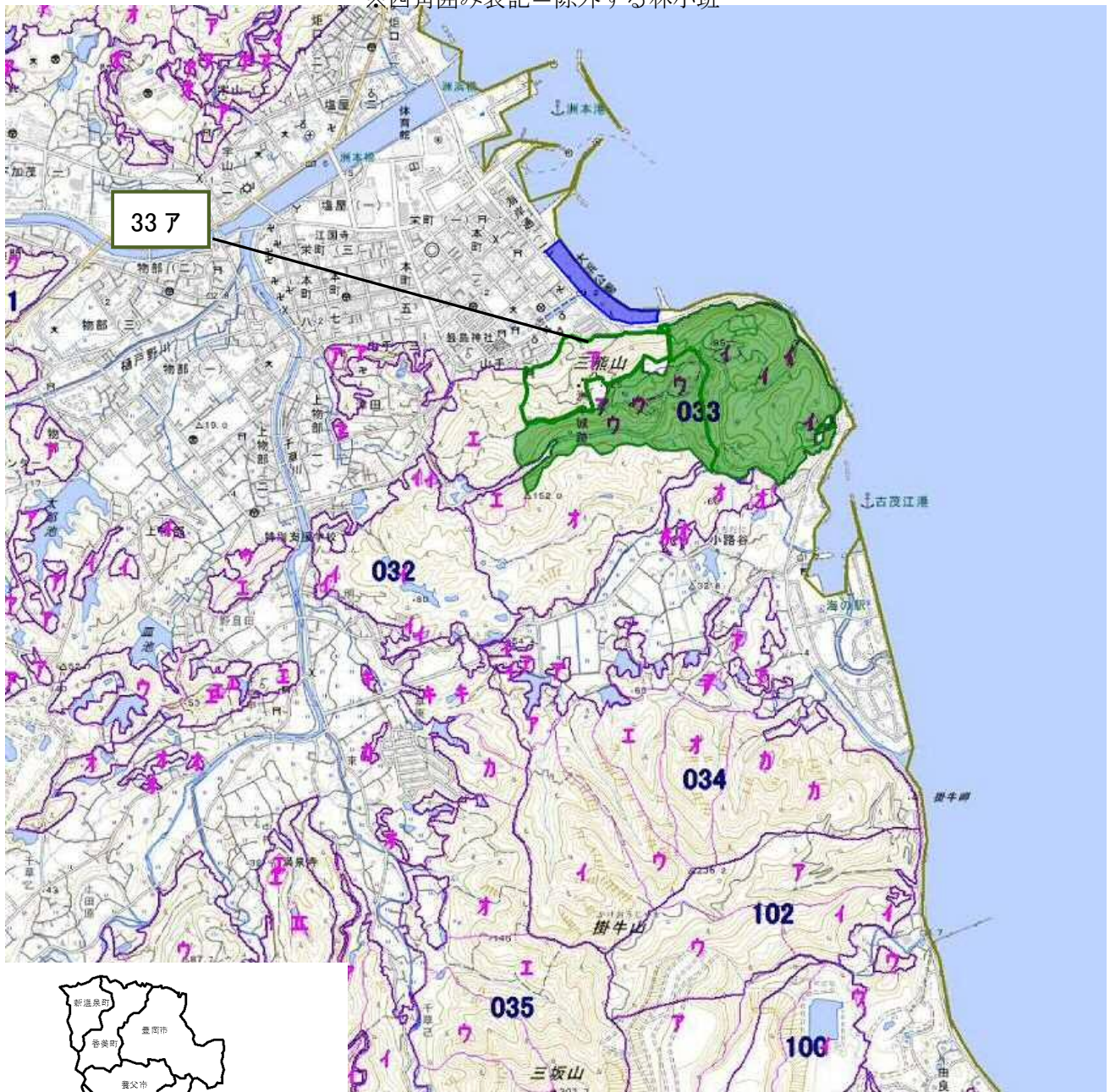
高度公益機能森林  
→被害拡大防止森林に変更  
(17ウ,18ア)

区分	区域名	例		
		変更なし	変更箇所(除外)	変更箇所(追加)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)			
	地区保全森林 (市町指定)			
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)			
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)			
県防除実施基準 (県指定) (特別防除(航空防除)を行うこと のできる森林)				



# 林小班位置図（洲本市）

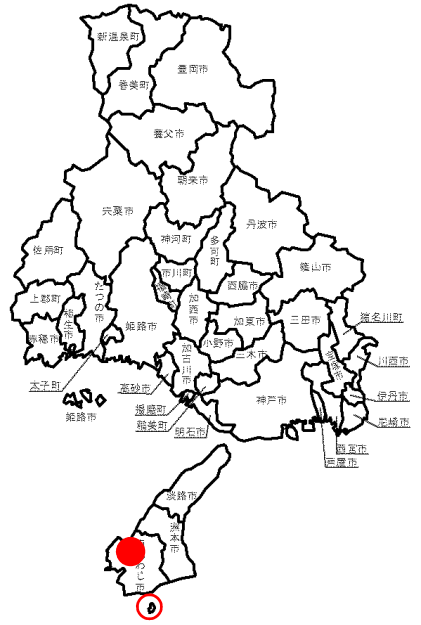
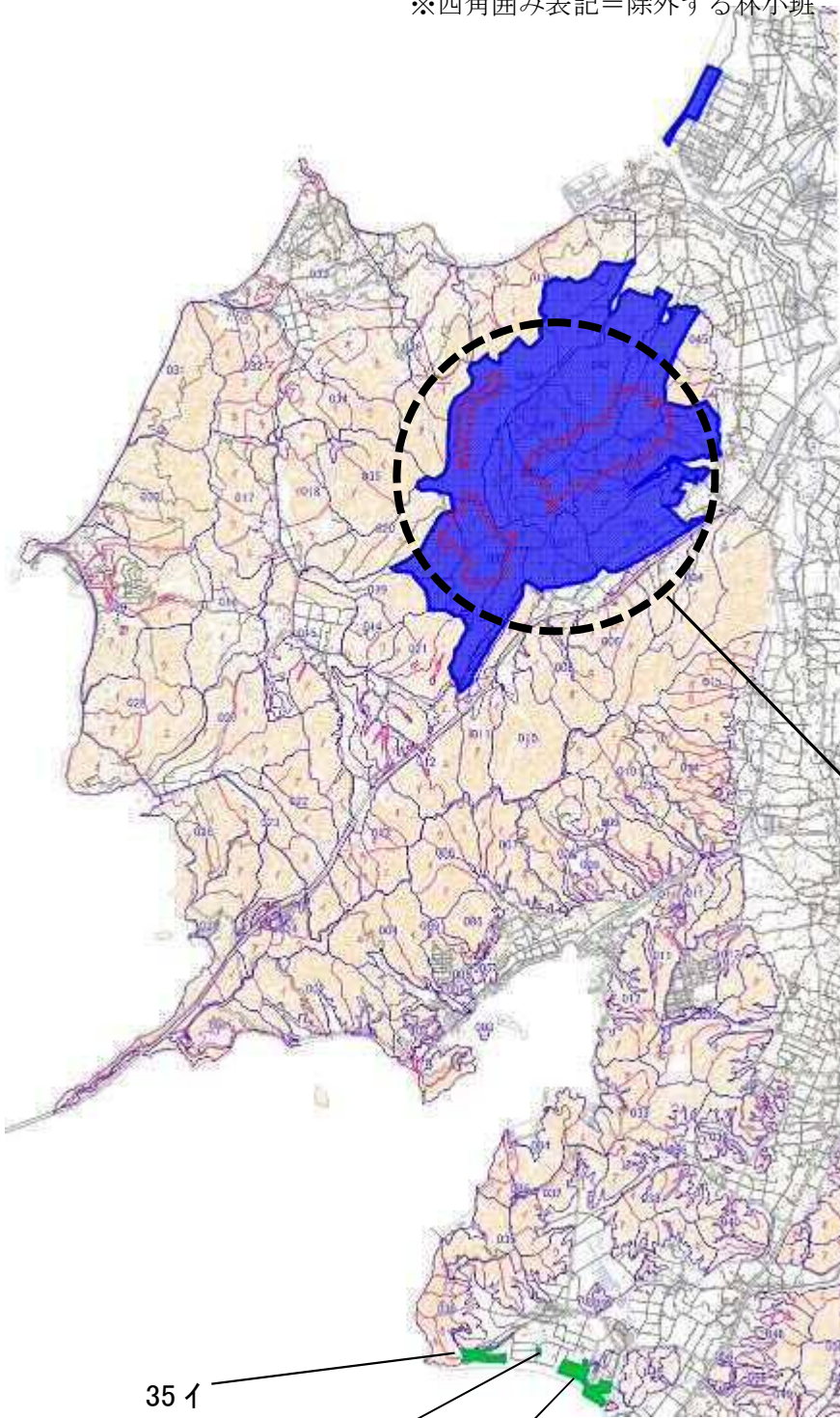
※四角囲み表記＝除外する林小班



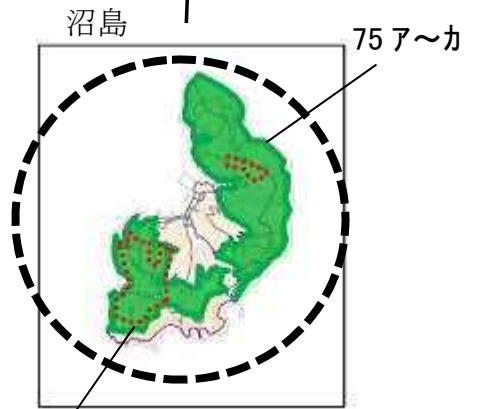
区 分	凡 例		
	区 域 名	変更なし	変更箇所(除外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準（県指定） (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

# 林小班位置図（南あわじ市）

※四角囲み表記＝除外する林小班



特別防除を行うことができる森林  
(県防除実施基準)から除外



35 イ

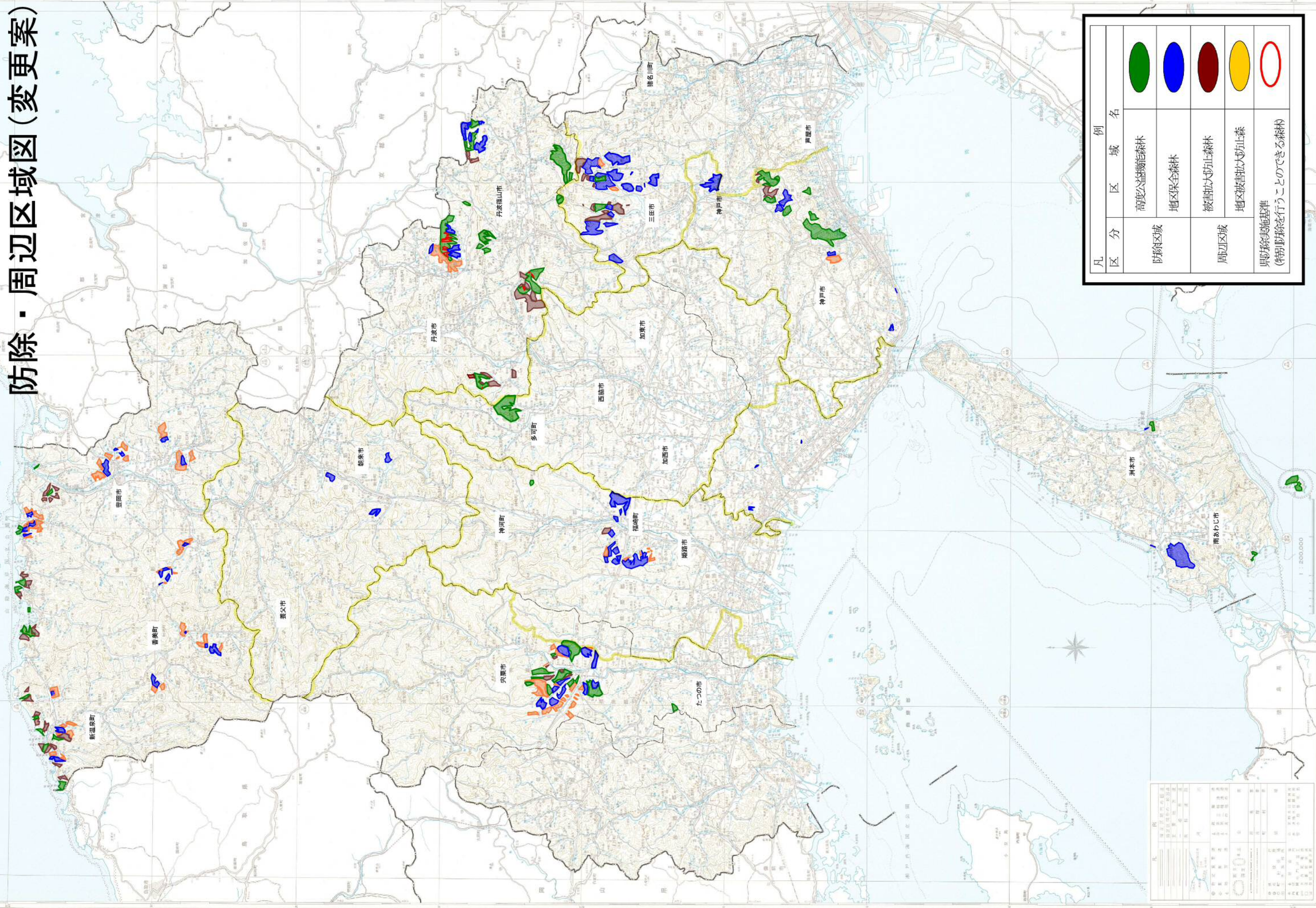
35 ア

39 ウ

76 ア,ウ,エ,オ

区分	凡 例		
	区域名	変更なし	変更箇所(除外)
防除区域	高度公益機能森林 (県指定)		
	地区保全森林 (市町指定)		
周辺区域	被害拡大防止森林 (県指定)		
	地区被害拡大防止森林 (市町指定)		
県防除実施基準(県指定) (特別防除(航空防除)を行うことのできる森林)			

# 防除・周辺区域図(変更案)



凡	区分	区域名	例
	防除区域	高度公益樹種森林	
		地区保全森林	
	周辺区域	被害拡大防止森林	
		地区被害拡大防止森	
		県形跡除去基準 (特別形跡を行うことのできる森林)	

凡	記号	説明
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界
		区界
		支庁界
		市界
		町界
		村界